

平成25年6月

**第183回国会（常会）
通過議案要旨集
（速報版）**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院で通過（成立）した議案要旨等について、平成25年6月26日現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第183回国会（常会）議案審議等概況	1
II	第183回国会（常会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	9
	○参法	13
	○予算	16
	○条約	17
	○承認	19
	○承諾	20
	○決算・国有財産等	21
	○決議案	22
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	25
	○総務委員会	41
	○法務委員会	51
	○外務委員会	60
	○財務金融委員会	72
	○文部科学委員会	77
	○厚生労働委員会	82
	○農林水産委員会	93
	○経済産業委員会	96
	○国土交通委員会	103
	○環境委員会	117
	○予算委員会	127
	○災害対策特別委員会	144
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	149
	○消費者問題に関する特別委員会	155
	○東日本大震災復興特別委員会	158
IV	決議案	
	○本会議	161
	○委員会	162
V	通過議案概要一覧	169
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	187

会派の正式名称と略称は次のとおりです。

会派名	会派略称
自由民主党	自民
民主党・無所属クラブ	民主
日本維新の会	維新
公明党	公明
みんなの党	みんな
日本共産党	共産
生活の党	生活
社会民主党・市民連合	社民
無所属	無

I 第183回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

平成25年1月28日から6月26日までの150日間

2 議案件数

閣 法	75件（成立 63件、継続 8件、参議院審査未了 4件）
衆 法	49件（成立 7件、継続 27件、審査未了 7件、 否決 3件、参議院審査未了 2件、撤回 3件）
参 法	32件（成立 3件、継続 1件、参議院審査未了 3件、 参議院未付託未了 24件、参議院撤回 1件）
予 算	9件（成立 9件）
条 約	18件（承認 9件、参議院審査未了 6件、 参議院未付託未了 3件）
承認を求めるの件	5件（承認 3件、継続 2件）
承諾を求めるの件	9件（継続 9件）
決 算 等	13件（継続 10件、審査未了 3件）
決 議 案	
本 会 議	2件（可決 2件）
委 員 会	5件（総務委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会 2件、 国土交通委員会）

Ⅱ 第 1 8 3 回 国 会 (常 会) 議 案 審 査 経 過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	内閣	2/13	2/14	可決		2/14	可決	2/26	可決	2/26	可決	3/6 (2)
183	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	総務	2/13	2/14	可決		2/14	可決	2/26	可決	2/26	可決	3/6 (1)
183	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(内閣提出第3号)	内閣	3/22	4/26	修正	有	5/9	修正	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (27)
183	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第4号)	内閣	3/22	4/26	可決		5/9	可決	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (28)
183	内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	内閣	3/22	4/26	修正	有	5/9	修正	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (22)
183	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	内閣	5/8	5/17	可決	有	5/21	可決	5/30	可決	6/5	可決	6/12 (34)
183	地方公共団体情報システム機構法案(内閣提出第7号)	内閣	3/22	4/26	可決		5/9	可決	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (29)
183	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	財務金融	3/14	3/22	可決	有	3/22	可決	3/27	可決	3/29	可決	3/30 (5)
183	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	財務金融	3/14	3/22	可決	有	3/22	可決	3/27	可決	3/29	可決	3/30 (6)
183	予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	厚生労働	3/14	3/19	可決	有	3/22	可決	3/28	可決	3/29	可決	3/30 (8)
183	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	農林水産	3/19	3/21	可決		3/22	可決	3/26	可決	3/29	可決	3/30 (7)
183	地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	総務	3/14	3/21	可決		3/22	可決	3/26	可決	3/29	可決	3/30 (3)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	総務	3/14	3/21	可決		3/22	可決	3/26	可決	3/29	可決	3/30 (4)
183	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	倫理選挙	3/19	3/22	可決		3/28	可決	4/4	可決	4/5	可決	4/10 (9)
183	外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案（内閣提出第15号）	農林水産	4/3	4/10	可決		4/12	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/10 (14)
183	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出第16号）	経済産業	3/21	4/3	修正	有	4/4	修正	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (25)
183	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	震災復興	4/1	4/3	可決	有	4/4	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/10 (12)
183	健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	厚生労働	4/2	4/19	修正		4/23	修正	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (26)
183	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	厚生労働	3/19	3/29	修正		4/4	修正	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (40)
183	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	厚生労働	3/19	3/29	可決		4/4	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/16 (15)
183	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	農林水産	5/13	5/16	可決		5/17	可決	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (24)
183	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	国土交通	4/2	4/19	可決	有	4/23	可決	5/21	可決	5/22	可決	5/29 (20)
183	気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	国土交通	4/18	4/24	可決		4/26	可決	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (23)
183	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	総務	5/23	5/30	可決	有	5/31	可決	6/13	可決	6/17	可決	6/21 (52)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)	総務	5/15	5/21	可決	有	5/23	可決	5/30	可決	6/5	可決	6/12 (36)
183	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第26号)	外務	3/14	3/22	可決		3/22 6/7	可決 同意	6/4	修正	6/5	修正	6/14 (42)
183	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第27号)	法務	3/19	3/26	可決	有	3/28	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/16 (16)
183	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第28号)	法務	4/2	4/10	可決		4/12	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (33)
183	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(内閣提出第29号)	法務	4/4	4/26	可決	有	5/9	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (48)
183	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第30号)	法務	6/24					閉会中 審査					
183	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)	農林水産	5/21	5/29	可決		5/31	可決	6/13	可決	6/17	可決	6/21 (59)
183	株式会社海外需要開拓支援機構法案(内閣提出第32号)	経済産業	5/17	5/24	可決	有	5/28	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (51)
183	道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第33号)	国土交通	5/7	5/14	可決	有	5/15	可決	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (30)
183	港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)	国土交通	5/7	5/14	可決	有	5/15	可決	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (31)
183	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)	環境	3/19	3/29	修正	有	4/4	修正	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (18)
183	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(内閣提出第36号)	経済産業	4/12	5/17	修正	有	5/17	修正	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (41)
183	刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第37号)(参議院送付)	法務	6/6	6/11	可決	有	6/13	可決	5/30	可決	6/5	可決	6/19 (49)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出第38号)(参議院送付)	法 務	6/6	6/11	可決	有	6/13	可決	5/30	可決	6/5	可決	6/19 (50)
183	総合特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)	内 閣	5/16	5/24	修正	有	5/28	修正	6/13	可決	6/17	可決	6/21 (53)
183	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)	国土交通	5/15	5/22	可決	有	5/23	可決	6/13	可決	6/17	可決	6/21 (56)
183	大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)	環 境	5/17	5/24	可決		5/28	可決	6/13	可決	6/17	可決	6/21 (58)
183	道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)(参議院送付)	内 閣	5/29	6/5	可決	有	6/7	可決	5/16	可決	5/17	可決	6/14 (43)
183	旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)	外 務	4/25	5/17	可決	有	5/21	可決	6/20	可決	6/21	可決	
183	食品表示法案(内閣提出第44号)	消費者問題	5/14	5/28	修正	有	5/31	修正	6/19	可決	6/21	可決	
183	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案(内閣提出第45号)	財務金融	4/23	4/24	可決		4/26	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (19)
183	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(内閣提出第46号)	国土交通	5/21	5/24	可決	有	5/28	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (67)
183	水防法及び河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)	国土交通	5/7	5/14	可決	有	5/15	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (35)
183	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(内閣提出第48号)	国土交通	5/16	5/29	可決		5/31	可決		審査 未了			
183	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(内閣提出第49号)	法 務	5/8	5/21	可決	有	5/23	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (61)
183	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第50号)	法 務	5/8	5/21	可決	有	5/23	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (62)
183	衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第51号)	倫理選挙	4/16	4/19	可決		4/23 (注)6/24	可決 可決					

(注)憲法第59条第4項により参議院が否決したものとみなし、同条第2項に基づき、本院議決案を再議決した。

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出第52号）	法 務	6/13					閉会中 審査					
183	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）	厚生労働	5/10	5/22	修正		5/23	修正	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (63)
183	電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	経済産業	5/28	6/12	修正	有	6/13	修正		審査 未了			
183	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第55号）（参議院送付）	総 務	6/4	6/7	可決	有	6/7	可決	5/16	可決	5/17	可決	6/14 (44)
183	災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	災害対策	5/9	5/23	可決	有	5/28	可決	6/12	可決	6/17	可決	6/21 (54)
183	大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出第57号）	災害対策	5/9	5/23	可決	有	5/28	可決	6/12	可決	6/17	可決	6/21 (55)
183	小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第58号）	経済産業	5/24	5/29	可決		5/31	可決	6/13	可決	6/17	可決	6/21 (57)
183	金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	財務金融	5/15	5/24	可決		5/28	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (45)
183	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出第60号）	消費者問題	6/4					閉会中 審査					
183	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）	環 境	4/22	5/10	修正	有	5/14	修正	5/30	可決	6/5	可決	6/12 (39)
183	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第62号）	環 境	5/17	5/24	可決		5/28	可決	6/13	可決	6/17	可決	6/21 (60)
183	自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）	安全保障	5/23					閉会中 審査					
183	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）	厚生労働	6/5	6/12	可決		6/13	可決	5/30	可決	6/5	可決	6/19 (46)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付）	厚生労働	6/5	6/12	可決	有	6/13	可決	5/30	修正	6/5	修正	6/19 (47)
183	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）（参議院送付）	環 境	5/29	6/4	可決	有	6/4	可決	5/23	修正	5/24	修正	6/12 (37)
183	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付）	環 境	5/29	6/4	可決	有	6/4	可決	5/23	可決	5/24	可決	6/12 (38)
183	東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（内閣提出第68号）	文部科学	5/8	5/17	可決	有	5/21	可決	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (32)
183	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（内閣提出第69号）	内 閣	5/23	5/29	可決	有	5/31	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (65)
183	生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）	厚生労働	5/23	5/31	修正		6/4	修正		審査 未了			
183	生活困窮者自立支援法案（内閣提出第71号）	厚生労働	5/23	5/31	可決		6/4	可決		審査 未了			
183	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）	経済産業	6/24					閉会中 審査					
183	薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）	厚生労働	6/24					閉会中 審査					
183	再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（内閣提出第74号）	厚生労働	6/24					閉会中 審査					
183	安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）	内 閣	6/24					閉会中 審査					

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会等	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	公職選挙法の一部を改正する法律案(田嶋要君外5名提出、衆法第1号)	倫理選挙	3/21	4/11	否決		4/12	否決					
183	消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案(松本剛明君外4名提出、衆法第2号)	財務金融	3/14		審査 未了								
183	公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外5名提出、衆法第3号)	倫理選挙	3/21	4/11	修正	有	4/12	修正	4/18	可決	4/19	可決	4/26 (10)
183	再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第4号)	審査省略					3/22	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/10 (13)
183	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(中川正春君外5名提出、衆法第5号)	農林水産	6/21					閉会中 審査					
183	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(中川正春君外5名提出、衆法第6号)	農林水産	6/21					閉会中 審査					
183	スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(遠藤利明君外12名提出、衆法第7号)	文部科学	4/16	4/19	可決	有	4/23	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/10 (11)
183	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(海江田万里君外6名提出、衆法第8号)	倫理選挙	6/24					閉会中 審査					
183	日本銀行法の一部を改正する法律案(今井雅人君外9名提出、衆法第9号)	財務金融	6/24		審査 未了								
183	電波法の一部を改正する法律案(原口一博君外3名提出、衆法第10号)	総 務	5/15	5/21	否決		5/23	否決					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会等	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	通信・放送委員会設置法案（原口一博君外3名提出、衆法第11号）	総務	5/15	5/21	否決		5/23	否決					
183	いじめの防止等のための対策の推進に関する法律案（馳浩君外5名提出、衆法第12号）			6/18	撤回								
183	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、衆法第13号）	倫理選挙	6/24					閉会中 審査					
183	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外3名提出、衆法第14号）	憲法審査会	6/24					閉会中 審査					
183	アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、衆法第15号）	厚生労働	6/24					閉会中 審査					
183	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外10名提出、衆法第16号）	倫理選挙	5/17	5/21	可決		5/21	可決	5/27	可決	5/27	可決	5/31 (21)
183	国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外3名提出、衆法第17号）	財務金融	6/24		審査 未了								
183	防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（二階俊博君外11名提出、衆法第18号）	災害対策	6/24					閉会中 審査					
183	子どもの貧困対策法案（中根康浩君外8名提出、衆法第19号）	厚生労働	5/23	5/31	撤回 許可								
183	子どもの貧困対策の推進に関する法律案（藺浦健太郎君外1名提出、衆法第20号）	厚生労働	5/23	5/31	撤回 許可								
183	国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（上川陽子君外6名提出、衆法第21号）	厚生労働	6/24					閉会中 審査					
183	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外6名提出、衆法第22号）	法務	6/24					閉会中 審査					
183	地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外4名提出、衆法第23号）	議院運営	6/24					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会等	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
183	子どもの貧困対策の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第24号)	審査省略					6/4	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (64)
183	教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案(中田宏君外4名提出、衆法第25号)	文部科学	6/24					閉会中 審査					
183	農業者戸別所得補償法案(大串博志君外6名提出、衆法第26号)	農林水産	6/21					閉会中 審査					
183	介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案(柚木道義君外5名提出、衆法第27号)	厚生労働	6/21					閉会中 審査					
183	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(二階俊博君外16名提出、衆法第28号)	災害対策	6/24					閉会中 審査					
183	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(石関貴史君外4名提出、衆法第29号)	内閣	6/24					閉会中 審査					
183	行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(松本剛明君外2名提出、衆法第30号)	内閣	6/24					閉会中 審査					
183	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外3名提出、衆法第31号)	内閣	6/24					閉会中 審査					
183	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(前原誠司君外4名提出、衆法第32号)	財務金融	6/24		審査 未了								
183	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外3名提出、衆法第33号)	財務金融	6/24					閉会中 審査					
183	死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案(法務委員長提出、衆法第34号)	審査省略					6/7	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (66)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会等	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案(馬場伸幸君外4名提出、衆法第35号)	議院運営	6/24					閉会中 審査					
183	地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(東国原英夫君外4名提出、衆法第36号)	総 務	6/24		審査 未了								
183	租税特別措置法の一部を改正する法律案(桜内文城君外2名提出、衆法第37号)	財務金融	6/24					閉会中 審査					
183	交通基本法案(三日月大造君外3名提出、衆法第38号)	国土交通	6/24					閉会中 審査					
183	水循環基本法案(国土交通委員長提出、衆法第39号)	審査省略					6/18	可決		審査 未了			
183	雨水の利用の推進に関する法律案(国土交通委員長提出、衆法第40号)	審査省略					6/18	可決		審査 未了			
183	公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外5名提出、衆法第41号)	倫理選挙	6/24					閉会中 審査					
183	いじめ防止対策推進法案(馳浩君外13名提出、衆法第42号)	文部科学	6/19	6/19	可決	有	6/20	可決	6/20	可決	6/21	可決	
183	首都直下地震対策特別措置法案(二階俊博君外15名提出、衆法第43号)	災害対策	6/24					閉会中 審査					
183	国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案(衛藤征士郎君外5名提出、衆法第44号)	国土交通	6/24					閉会中 審査					
183	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外2名提出、衆法第45号)	文部科学	6/24					閉会中 審査					
183	道州制への移行のための改革基本法案(松浪健太君外4名提出、衆法第46号)	内 閣	6/24					閉会中 審査					
183	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(田嶋要君外1名提出、衆法第47号)	法 務	6/24		審査 未了								
183	司法試験法の一部を改正する法律案(田嶋要君外1名提出、衆法第48号)	法 務	6/24		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)		
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会等	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果	
183	東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案(黄川田徹君外7名提出、衆法第49号)	震災復興	6/24						閉会中 審査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)		
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果	
183	脱原発基本法案(森ゆうこ君外3名提出、参法第1号)												審議 未了	
183	いじめ対策推進基本法案(高橋千秋君外8名提出、参法第2号)									6/18	撤回			
183	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外7名提出、参法第3号)										審査 未了			
183	麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外14名提出、参法第4号)	厚生労働	4/26	5/10	可決		5/10	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/17 (17)	
183	民法の一部を改正する法律案(前川清成君外6名提出、参法第5号)												審議 未了	
183	民法の一部を改正する法律案(前川清成君外6名提出、参法第6号)	法 務	6/21					閉会中 審査	6/11	修正	6/12	修正		
183	衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案(中西健治君外1名提出、参法第7号)											審査 未了		

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
183	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎君外7名提出、参法第8号）											審議 未了	
183	地方自治法の一部を改正する法律案（江崎孝君外7名提出、参法第9号）								審査 未了				
183	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸君外1名提出、参法第10号）											審議 未了	
183	国家公務員制度改革基本法の一部を改正する法律案（小野次郎君外7名提出、参法第11号）											審議 未了	
183	違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案（小野次郎君外7名提出、参法第12号）											審議 未了	
183	特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案（小野次郎君外4名提出、参法第13号）											審議 未了	
183	国家賠償法の一部を改正する法律案（小野次郎君外2名提出、参法第14号）											審議 未了	
183	幹部国家公務員法案（小野次郎君外4名提出、参法第15号）											審議 未了	
183	会計検査院法の一部を改正する法律案（蓮舫君外3名提出、参法第16号）											審議 未了	
183	予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（蓮舫君外2名提出、参法第17号）											審議 未了	
183	地方公務員法等の一部を改正する法律案（蓮舫君外4名提出、参法第18号）											審議 未了	
183	地方公務員の労働関係に関する法律案（蓮舫君外4名提出、参法第19号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
183	国家公務員法等の一部を改正する法律案(蓮舫君外3名提出、参法第20号)											審議 未了	
183	国家公務員の労働関係に関する法律案(蓮舫君外3名提出、参法第21号)											審議 未了	
183	公務員庁設置法案(蓮舫君外3名提出、参法第22号)											審議 未了	
183	電力自由化推進法案(松田公太君提出、参法第23号)											審議 未了	
183	検察審査会法の一部を改正する法律案(森ゆうこ君外2名提出、参法第24号)											審議 未了	
183	原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(西村まさみ君外8名提出、参法第25号)											審議 未了	
183	児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(林久美子君外8名提出、参法第26号)											審議 未了	
183	体罰等の防止に関する対策の推進に関する法律案(林久美子君外5名提出、参法第27号)											審議 未了	
183	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、参法第28号)	内閣	6/21	6/25	可決		6/26	可決			6/21	可決	
183	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、参法第29号)	内閣	6/21	6/25	可決		6/26	可決			6/21	可決	
183	国家公務員法等の一部を改正する法律案(小野次郎君外一名提出、参法第30号)											審議 未了	
183	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(小野次郎君提出、参法第31号)											審議 未了	
183	受動喫煙防止対策の推進に関する法律案(中西健治君提出、参法第32号)											審議 未了	

〔予 算〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
183	平成24年度一般会計補正予算（第1号）	予 算	1/31	2/14	可決		2/14	可決	2/26	可決	2/26	可決
183	平成24年度特別会計補正予算（特第1号）	予 算	1/31	2/14	可決		2/14	可決	2/26	可決	2/26	可決
183	平成24年度一般会計補正予算（第1号）及び平成24年度特別会計補正予算（特第1号）に対する修正案										2/26	否決
183	平成24年度政府関係機関補正予算（機第1号）	予 算	1/31	2/14	可決		2/14	可決	2/26	可決	2/26	可決
183	平成25年度一般会計予算	予 算	2/28	4/16	可決		4/16 5/15	可決 (注)	5/15	否決	5/15	否決
183	平成25年度特別会計予算	予 算	2/28	4/16	可決		4/16 5/15	可決 (注)	5/15	否決	5/15	否決
183	平成25年度政府関係機関予算	予 算	2/28	4/16	可決		4/16 5/15	可決 (注)	5/15	否決	5/15	否決
183	平成25年度一般会計予算、平成25年度特別会計予算及び平成25年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議						4/16	否決				
183	平成25年度一般会計予算、平成25年度特別会計予算及び平成25年度政府関係機関予算に対する修正案						4/16	否決				
183	平成25年度一般会計暫定予算	予 算	3/27	3/28	可決		3/28	可決	3/29	可決	3/29	可決
183	平成25年度特別会計暫定予算	予 算	3/27	3/28	可決		3/28	可決	3/29	可決	3/29	可決
183	平成25年度政府関係機関暫定予算	予 算	3/27	3/28	可決		3/28	可決	3/29	可決	3/29	可決

(注) 憲法第60条第2項の規定に基づき、衆議院の議決が国会の議決となった。

[条 約]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
183	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	4/4	4/19	承認		4/23	承認	5/21	承認	5/22	承認
183	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	4/25	5/17	承認		5/21	承認	6/13	承認	6/17	承認
183	租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	4/25	5/17	承認		5/21	承認	6/13	承認	6/17	承認
183	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	4/25	5/17	承認		5/21	承認	6/13	承認	6/17	承認
183	租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	4/25	5/17	承認		5/21	承認	6/13	承認	6/17	承認
183	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	4/25	5/17	承認		5/21	承認	6/13	承認	6/17	承認
183	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	4/25	5/17	承認		5/21	承認	6/13	承認	6/17	承認
183	投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	外 務	6/11	6/14	承認		6/18	承認		審査 未了		

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
183	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	外 務	6/11	6/14	承認		6/18	承認		審査 未了		
183	投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	外 務	6/11	6/14	承認		6/18	承認		審査 未了		
183	投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	外 務	6/11	6/14	承認		6/18	承認		審査 未了		
183	投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	外 務	6/11	6/14	承認		6/18	承認		審査 未了		
183	社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	外 務	6/11	6/14	承認		6/18	承認		審査 未了		
183	万国郵便連合一般規則（2012年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第14号）											審議 未了
183	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第15号）											審議 未了
183	政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第16号）											審議 未了
183	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付）	外 務	6/19	6/21	承認		6/24	承認	6/18	承認	6/19	承認
183	食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付）	外 務	6/19	6/21	承認		6/24	承認	6/18	承認	6/19	承認

〔承認〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
183	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	国土交通	3/14	3/19	承認		3/22	承認	3/26	承認	3/29	承認
183	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	経済産業	3/14	3/22	承認		3/22	承認	3/26	承認	3/29	承認
183	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	総務	3/19	3/21	承認	有	3/22	承認	3/27	承認	3/29	承認
183	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	国土交通	6/24					閉会中 審査				
183	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第5号）	経済産業	6/24					閉会中 審査				

〔承諾〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
183	平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/24					閉会中 審査				
183	平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/24					閉会中 審査				
183	平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/24					閉会中 審査				
183	平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/24					閉会中 審査				
183	平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/24					閉会中 審査				
183	平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/24					閉会中 審査				
183	平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/24					閉会中 審査				
183	平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/24					閉会中 審査				
183	平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/24					閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

＜ 決 算 ＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
176	平成21年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/28				閉会中審査	/
	平成21年度特別会計歳入歳出決算							
	平成21年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成21年度政府関係機関決算書							
179	平成22年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/28				閉会中審査	
	平成22年度特別会計歳入歳出決算							
	平成22年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成22年度政府関係機関決算書							
181	平成23年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/28				閉会中審査	
	平成23年度特別会計歳入歳出決算							
	平成23年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成23年度政府関係機関決算書							

＜ 国 有 財 産 ＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
176	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	/
176	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	
179	平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	
179	平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	
181	平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	
181	平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	

<国庫債務>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
183	平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)	決算行政監視	6/24				閉会中審査	

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
177	日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/28		審査未了			
180	日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/28		審査未了			
183	日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	6/24		審査未了			

[決議案]

<本会議決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
183	北朝鮮による3度目の核実験に対する抗議決議案(佐田玄一郎君外13名提出、決議第1号)	審査省略				2/14	可決
183	第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議案(遠藤利明君外12名提出、決議第2号)	審査省略				3/4	可決

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
183	地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件	総 務	3/21
183	子どもの貧困対策の推進に関する件	厚生労働	5/31
183	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件	農林水産	4/19
183	我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に関する件	農林水産	6/19
183	雨水の利用の推進に関する件	国土交通	6/18

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）

要旨

本案は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「株式会社地域経済活性化支援機構法」とするとともに、株式会社企業再生支援機構の商号を「株式会社地域経済活性化支援機構」とすること。
- 二 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）の目的として、地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを追加すること。
- 三 企業再生支援委員会を「地域経済活性化支援委員会」とし、その決定事項を、再生支援等をするかどうかの決定のうち、認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものとする。
- 四 機構が営む業務として、次に掲げる業務を追加すること。
 - 1 特定信託引受対象事業者に対して金融機関等（当該特定信託引受対象事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。）が有する全ての貸付債権の信託の引受け（以下「特定信託引受け」という。）
 - 2 特定事業再生支援会社に対する優先株式による出資又は劣後特約付金銭消費貸借による資金の貸付け（以下「特定出資」という。）
 - 3 特定専門家派遣対象機関に対する地域経済の活性化に資する事業活動に関する専門家等の派遣（以下「特定専門家派遣」という。）
 - 4 単独で又は民間事業者と共同して、投資事業有限責任組合であって地域経済の活性化に資する資金供給を行うものの無限責任組合員となる株式会社の経営管理（以下「特定経営管理」という。）
- 五 主務大臣は、機構が、特定信託引受け、特定出資、特定専門家派遣又は特定経営管理を行うかどうかを決定するに当たって従うべき支援基準を定める

こと。

六 再生支援決定等は、平成30年3月31日までに行わなければならないこと。

七 機構は、再生支援決定等の日から5年以内で、かつ、できる限り短い期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならないこと。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成25年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定める等のもので、その主な内容は次のとおりである。

一 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならないものとする。

二 個人番号を利用することができる者及びその利用範囲を定めること。

三 市町村長は、住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者の氏名、住所、個人番号等が記載された個人番号カードを交付するものとする。

四 個人番号を利用して事務を処理する者の求めに応じ、情報提供ネットワークシステムを使用して、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を提供する場合など、一定の場合を除き、特定個人情報の提供を制限すること。

五 内閣府に、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な指導及び助言等の措置を講ずることを任務とする特定個人情報保護委員会を設置し、

同委員会の組織、業務等を定めること。

六 国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定するものとし、行政機関の長等は、他の行政機関の長等に対して法人番号を通知することにより、法人等に関する情報の提供を求めるものとする。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

一 目的の修正

この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを明記すること。

二 基本理念の修正

この法律の基本理念として、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを明記すること。

三 特定個人情報を提供することができる場合の追加

特定個人情報を提供することができる場合として、政令で定める国税に関する法律の規定により提供することができる場合を追加すること。

四 給付付き税額控除の施策に関する事務の的確な実施に係る検討

政府は、給付付き税額控除の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 政府は、個人番号及び法人番号の運用に当たっては、その業務に従事する者のモラルの維持・向上、法令の遵守を図りつつ人材育成を行い、もって個人情報の保護に万全の体制を構築すること。

二 政府は、特定個人情報の保護の一層の強化に資するよう、特定個人情報を取り扱う公務に従事する者又は従事していた者の守秘義務の厳罰化などの必要な措置の検討を行うこと。

三 政府は、社会保障・税番号制度システムの開発について、効率的かつ効果的なIT投資に資するよう、現在の制度及び仕事のやり方の改善を前提に、費用対効果を検証した上で予算案等を策定すること。また、今後の制度に関

する見直し等の可能性を考慮して行うよう努めなければならないこと。その際、システム全体を統括する内閣情報通信政策監を十分活用すること。

四 政府は、本法の施行後も引き続き、教育活動、広報活動その他の活動を通じて個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるとともに、利用範囲に関する検討を進めるに当たって、そのメリット等について国民に分かりやすく積極的に情報提供を行うこと。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律等36の関係法律の規定の整備等を行うこと。
- 二 この法律は、一部の規定を除き、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行すること。

○内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）の本部員に加える等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣官房に、特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を1人置くこととし、内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理すること。
- 二 IT戦略本部の本部員に内閣情報通信政策監を加えるとともに、IT戦略本部は、その所掌事務のうち、府省横断的な計画の作成や施策の実施に関する指針の作成などに関するものを内閣情報通信政策監に行わせることができること。
- 三 IT戦略本部の本部員たる内閣情報通信政策監は、二の事務を行う場合に

において、必要があると認めるときは、本部長たる内閣総理大臣に意見を述べることができることとし、また、内閣総理大臣は、当該事務の適切な実施を図るため必要があるときは、内閣情報通信政策監に当該事務の実施状況などの報告を求めることができること。

四 この法律は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

一 内閣情報通信政策監に対する事務の委任

内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長（以下「本部長」という。）とするとともに、本部長は、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができること。

二 関係行政機関の長に対する勧告

本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができること。

三 施行期日の修正

施行期日を、「平成25年4月1日」から「公布の日」に改めること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 内閣情報通信政策監については、政府全体の電子行政の推進等を担う司令塔としての責任の所在を明確にするとともに、少なくとも3年間はその任に当たるよう配慮すること。

二 内閣情報通信政策監は、国会に対して、番号制度の進捗状況等について定期的に報告すること。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資

を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けて一を限り設立され、政府は、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上に当たる数の株式を保有していなければならないこと。
- 二 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができること。
- 三 機構に、取締役である委員3人以上7人以内で組織する民間資金等活用事業支援委員会を置くこととし、同支援委員会は、特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分等の決定を行うこと。
- 四 機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対する出資又は資金の貸付け、保有する株式等又は債権の譲渡その他の処分、公共施設等の管理者等又は民間事業者に対する専門家の派遣又は助言等の業務を営むこと。
- 五 内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めて公表するとともに、機構は、特定選定事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に意見を述べる機会を与えなければならないこと。
- 六 機構は、特定選定事業の実施状況等を考慮しつつ、平成40年3月31日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこと。
- 七 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 八 政府は、速やかに、道路その他の公共施設等の運営等について民間資金等の活用の一層の推進を図るための方策について検討を行うこと。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 上下水道、有料道路、空港等へのコンセッション方式によるPFIの具体的な事例を実現するため、必要な措置を検討すること。

- 二 地方公共団体がPFI方式を選ぶインセンティブを付与するような、財政、税制を含めた制度上の工夫を、平成26年度から実施することが可能となるよう検討すること。

○地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出第7号）要旨

本案は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構の設立については、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が設立委員を選任し、設立委員が機構の定款、事業計画及び予算を作成し、総務大臣の認可を申請するものとし、その出資者は地方公共団体に限ること。
- 二 機構に、都道府県知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置し、定款の変更、予算及び事業計画の作成等の重要事項を議決し、理事長及び監事を任命すること。また、外部の学識経験者で構成する審議機関として経営審議委員会を設置し、予算等に関する基本的事項について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に建議を行うことができること。
- 三 機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、理事長は、機構を代表し、その業務を総理すること。
- 四 機構の業務として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務を行うとともに、地方公共団体の情報システムに関する事務の受託、地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援等を行うこと。
- 五 機構の財務及び会計について定めること。また、機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方公共団体が負担すること。
- 六 機構に対する国の関与については、その設立及び定款の変更に際して総務大臣が認可を行うほか、この法律等に違反し、又は違反するおそれがある場合には、総務大臣は報告徴収若しくは立入検査又は違法行為等の是正要求を

行うことができること。

七 財団法人地方自治情報センターは、平成26年4月1日に解散するものとし、その権利及び義務については、機構が承継すること。また、機構は、財団法人自治体衛星通信機構が指定認証機関として処理することとされている事務に係る権利及び義務について承継するとともに、これらの承継に伴い必要な措置を講ずること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○総合特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加すること等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国有財産法の特例

国際戦略総合特別区域において先端的研究開発推進施設整備事業の用に供しようとする場合には、各省各庁の長は、その所管する普通財産である建物等であってその売却につき買受人がないこと等の要件に該当するものを指定地方公共団体に譲与することができるものとする。

二 海上運送法の特例

国際戦略総合特別区域において開催される国際会議等に参加する者の運送をすることを主たる目的として行う旅客不定期航路事業を営む者については、旅客不定期航路事業者の禁止行為に係る規定を適用しないものとする。

三 酒税法の特例

地域活性化総合特別区域における特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行うこと。

四 課税の特例

国際戦略総合特別区域において産業の国際競争力の強化に特に資する事業の用に供する施設又は設備の新增設に係る課税の特例に関し、対象に器具及び備品を追加すること。

五 道路運送車両法の特例

国際戦略総合特別区域において農業を営む者が使用するものとして指定地方公共団体が指定する自家用貨物自動車について、当該自家用貨物自動車の

使用者が指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して申請した場合は、1年を限り、当該自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間を延長するものとする。

六 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、五及び六の3に掲げる事項については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 3 関係法律について所要の改正を行うこと。

(修正要旨)

一 国際戦略総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等

- 1 指定地方公共団体は、必要と認めるときは、国際戦略総合特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、一の1の記載のある計画について認定の申請があった場合において、総合特別区域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとする。
- 3 一の2の認定を受けた計画（一の1の記載に係る部分に限る。）については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとする。

二 地域活性化総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等

- 1 指定地方公共団体は、必要と認めるときは、地域活性化総合特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、二の1の記載のある計画について認定の申請があった場合において、総合特別区域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとする。
- 3 二の2の認定を受けた計画（二の1の記載に係る部分に限る。）については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとする。

三 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置の

一部の削除

構造改革特別区域法に同種の定めのある酒税法の特例等の規制の特例措置について、重複を避けるために削除するものとする。

四 施行期日の修正

- 1 修正に係る規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとする。
- 2 その他所要の規定を整備すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 内閣総理大臣は、総合特別区域法に基づく国と地方の協議会において指定地方公共団体から出された新たな規制の特例措置の整備の提案については、速やかに、関係各府省との協議を行い、その実現を図るよう取り組むこと。
- 二 規制改革の突破口となる構造改革特区制度については、近年提案件数が減少傾向にあることを踏まえ、案件の掘り起こしに努めるとともに、可能なものについては全国に展開させるよう努めること。

○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの（以下「一定の病気」という。）にかかっている者等の的確な把握及び負担の軽減を図るため、運転免許を受けようとする者に対する質問に関する規定等の整備を行うほか、無免許運転等に係る罰則の強化、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の導入等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公安委員会は、免許を受けようとする者等に対し、一定の病気等に関する質問票を交付することができることとし、当該質問票に虚偽の記載をして提出した者に対する罰則を整備すること。
- 二 医師は、その診察を受けた者が一定の病気等のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができること。
- 三 公安委員会は、自動車等の運転により交通事故を起こした者で一定の病気等に該当する疑いがあるもの等に対し、その免許の効力を停止することがで

きること。

- 四 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された後一定の期間内に再取得した免許に係る免許証の有効期間に関する規定の見直しを行うこと。
- 五 一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けた者については、一定の期間内において、免許の再取得に係る試験の一部を免除すること。
- 六 無免許運転を行った者等に対する罰則を引き上げるほか、無免許運転を行うおそれがある者に対し自動車等を提供する行為及び自己の運送の要求等をして無免許運転が行われている自動車等に同乗する行為を禁止し、これらに違反した者に対する罰則を整備すること。
- 七 公安委員会は、自転車の運転に関し反復して一定の違反行為をした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるべき旨を命ずることができること。
- 八 一定の基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車の検査等に関する規定を整備すること。
- 九 軽車両が通行することができる路側帯について、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ること。
- 十 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定を整備すること。
- 十一 放置違反金の収納事務の委託に関する規定を整備すること。
- 十二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 一定の病気等に係る運転免許制度について、民間団体等との連携により、全国的に周知するとともに、病気を理由とした差別が生じないよう十分配慮すること。
- 二 一定の病気等に係る質問票、また医師による届出に関するガイドラインについては、国民に分かりやすい内容とするよう医師会や関係学会に対して要請すること。

- 三 自己申告の機会が可能な限り確保されるよう、一定の病気等に該当する者が安心して相談できる窓口の充実を図ること。
- 四 一定の病気等に該当する者の生活実態について十分な把握に努め、一定の病気等に該当する者が社会生活を営む上で不利益や支障が生じないように、医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させること。
- 五 一定の病気等に該当する者の権利利益を尊重するとともに、その侵害が生じた際には迅速かつ効果的に救済すること。
- 六 国内外における一定の病気等に関する科学的な調査・研究を推進するとともに、最新の医学的知見を反映させるため、一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準については、必要に応じ見直しを行うこと。
- 七 本法施行後5年を目途に、虚偽記載に対する罰則整備や医師の通告の在り方など本法の施行の状況について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずること。
- 八 無免許運転等の悪質・危険運転の根絶に向け、本法を始めとする関係法令の適正かつ厳格な適用に努めるとともに、広報活動を強化すること。
- 九 関係省庁等が適切に連携し、特定の年齢層に偏らない体系的な自転車安全教育を充実させるとともに、自転車道や自転車専用通行帯等の自動車や歩行者から分離された自転車通行空間の計画的な整備を図ること。
- 十 本法の施行を機会に、安全な自動車や先進的な交通システムの開発について、情報通信技術の積極的な活用を検討し、政府が総合的見地から促進すること。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（内閣提出第69号）要旨

本案は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないものとする。

- 二 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- 三 行政機関等について、障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとする。
- 四 事業者について、障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないものとする。
- 五 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるものとする。
- 六 主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。
- 七 主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとする。
- 八 国及び地方公共団体は、障害者等からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るほか、必要な啓発活動を行うものとする。
- 九 国及び地方公共団体の機関であって、障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談や障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるものとする。また、同協議会は、必要な情報を交換するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組等に関する協議を行うものとする。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向

けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。

二 基本方針、対応要領及び対応指針は障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み、基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。

三 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。

四 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。

五 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。

六 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実及び本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。

七 附則第7条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後3年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。

八 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乘せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないこと

を周知すること。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第28号）要旨

本案は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用すること。
- 二 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行するものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第29号）要旨

本案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に含め、規制の対象とすること。
- 二 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、警告をしたときは、速やかに、警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならないこと。
- 三 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこと。
- 四 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、都道府県公安委員会

(以下「公安委員会」という。)は禁止命令等を行うことができることとし、当該申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこと。

五 公安委員会は、四の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

六 国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記すること。

七 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び六の支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備及び民間の自主的な組織活動の支援の実施に必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。

八 禁止命令等に係る事案に関する警告を求める旨の申出をした者の居所若しくは当該禁止命令等に係るつきまとい等をして不安を覚えさせる行為をした者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会においても、禁止命令等を行うことができるようにすること。

九 警告を求める旨の申出をした者の居所若しくは当該申出に係るつきまとい等をして不安を覚えさせる行為をした者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等においても、警告及び仮の命令を行うことができるようにすること。

十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

【総務委員会】

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成24年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税の総額の特例

- 1 東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として1,214億円を加算すること。
- 2 補正予算により増額された平成24年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とするとともに、一定の特定公社債等の利子等及び源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、一定税率による分離課税とするほか、所得割に係る上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得の損益通算及び繰越控除の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加えること。

- 二 個人住民税所得割に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長するとともに、平成26年4月から同29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、住宅の取得等に係る消費税額等が新消費税法等による引上げ後の消費税率に基づくものである場合、控除限度額を、道府県民税所得割にあつては所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8相当額とし、市町村民税所得割にあつては同100分の4.2相当額とすること。
- 三 公的年金等に係る個人の市町村民税について、仮特別徴収税額を平準化するための措置を講ずること。
- 四 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、法人を除外するとともに、法人に係る道府県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等へ充当又は還付する制度を廃止すること。
- 五 衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が5トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えること。
- 六 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び家屋について平成25年度分の固定資産税及び都市計画税の減免措置を講ずること。
- 七 延滞金及び還付加算金の割合等について銀行の短期貸付けの平均利率を踏まえたものとする等の見直しを行うこと。
- 八 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行すること。

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成25年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税の総額の特例等

- 1 平成25年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税

法第6条第2項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額1兆8,900億円、平成25年度における法定加算額7,731億円並びに臨時財政対策のための特例加算額3兆6,045億3,175万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額1,000億円及び同特別会計借入金利子支払額1,746億円等を控除した額17兆624億4,605万8,000円とすること。

2 平成26年度から平成40年度までの各年度における地方交付税の総額について、172億円を加算すること。

3 平成25年度において、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設けること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

1 平成25年度及び平成26年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けるとともに、平成25年度における措置として「地域の元気づくり推進費」を設けること。

2 地方公務員の給与に要する経費の財源について、平成25年1月24日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を踏まえて措置すること等必要な措置を講ずるため、単位費用の改正等を行うこと。

3 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成25年度分の地方交付税の総額に6,053億242万2,000円を加算するほか、平成25年度及び平成26年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例等を設けること。

四 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行すること。

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、人事院の平成24年8月8日付けの一般職の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給与に関する法律を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 55歳（人事院規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級又は3級であるものを除く。）について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととすること。
- 二 防衛省の職員及び育児短時間勤務職員について所要の改正を行うこと。
- 三 この法律は、平成26年1月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 今回の改正により高齢層職員の士気や意欲の低下を招くことのないよう、改正後の昇給制度の適切な運用を図るとともに、公務員の高齢期の雇用問題について十分な配慮を行うこと。
- 二 平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、再任用を希望する職員の雇用と年金の接続を確実にを行うこと。その際、現在、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、厳しい給与減額支給措置が講じられており、特に高齢層職員は若年層職員に比較して、相対的に厳しい給与減額支給措置を受けている状況にあることにも配慮し、再任用職員の給与の適正な水準の在り方について検討を行うこと。
- 三 雇用と年金の接続のための措置については、国家公務員制度改革基本法第10条第3号の規定を踏まえ、年金支給開始年齢の段階的な引上げの次期において、人事院の「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえ、その具体化について検討を行うこと。
- 四 国家公務員制度改革基本法に基づく公務員制度改革に係る法制上の措置を講ずること。

○電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の用途の範囲を拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 電波利用料の用途として、デジタル技術など電波の能率的な利用に資する技術を用いた防災行政無線、消防・救急無線などの人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付を追加すること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 首都直下型地震や南海トラフ地震などの重大な災害の発生も懸念されていることから、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化については、東日本大震災の経験、地方公共団体の意見を踏まえつつ、災害時における情報の迅速、正確かつ高度な伝達が真に可能なものとなるよう努めること。また、財政力の弱い地方公共団体をはじめとして、財政負担のさらなる軽減も含め、計画が達成可能なものとなるよう、支援に万全を期すこと。
- 二 今後の電波利用料の見直しに際しては、新技術の導入や新たなビジネスの展開などに伴う電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平確保を旨として予算規模及び料額の算定に当たること。また、電波利用料の用途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、一層の適正化を図ること。
- 三 周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。
- 四 ブロードバンド・ゼロ地域についてはほぼ解消されたものの、今後も情報通信分野における地域間格差の解消に向け、更に取り組むとともに、我が国の経済及び地域の活性化を図るため、情報通信技術の利活用を積極的に推進すること。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第55号）（参議院送付）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市又は特別区への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 義務付け・枠付けの見直し

これまでに成立した2次にわたる整備法による見直しの具体化に引き続き、残された義務付け・枠付けについて、地方からの提案に係る事項、通知・届出・報告、公示・公告等及び職員等の資格・定数等を中心に、関係法律

(72法律)の改正を行うこと。

二 基礎自治体への権限移譲

住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市又は特別区へ移譲することとし、関係法律（2法律）の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

四 検討

政府は、本案による改正後の介護保険法第47条等の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 義務付け・枠付けの見直しに伴い地方公共団体の条例制定が必要となる事項のうち、国が条例制定基準を定めるものについては、地方公共団体が議会での審議や住民の意見反映のために十分な時間を確保できるよう、条例制定基準を早期に定めること。
- 二 地方分権改革推進委員会第2次勧告で見直しの対象とならなかった義務付け・枠付けについても地方の声を聞きつつ、見直しを検討するとともに、義務付け・枠付けの新設について、累次の勧告等に基づき、必要最小限とするよう、政府内のチェック体制を確立すること。
- 三 基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。また、これまでの基礎自治体への権限移譲において、移譲先が指定都市等にとどまっている項目については、地方の声を聞きつつ、移譲先の更なる拡大を検討すること。
- 四 公表、公告に係る義務付けの緩和は、法律による地方公共団体への義務付けの緩和を図るためのものであることを踏まえ、これにより地方公共団体の住民に対する情報の提供の後退を招くようなことがないよう、改正趣旨の周知徹底を図ること。
- 五 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行及び地方独立行政法人の合併に当たっては、関係労働組合等と当該法人との間において労働

条件について十分な交渉・協議が行われるよう、必要な助言等を行うこと。

六 義務付け・枠付けの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用等による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）要旨

本件は、日本放送協会の平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成25年度収支予算等について、「受信料の値下げによる受信料収入の減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡予算としており、おおむね妥当なものと認められる」とした上で、「収支予算等の実施にあたっては、受信料を負担する国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することが必要である」とされている。

一 収支予算

(1) 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ10億円減の6,479億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ10億円減の6,479億円となっている。

なお、財政安定のための繰越金の一部18億円を公共放送機能の強化のための建設費（設備投資）に使用する。

(2) 受信料の額は、月額で、口座振替及びクレジットカード継続払の場合、地上契約1,225円、衛星契約2,170円、継続振込等の場合、地上契約1,275円、衛星契約2,220円等、前年度10月1日以降どおりである。

二 事業計画

(1) 安全・安心を守る公共放送の機能強化に向け、いかなる災害時にも対応できる放送設備の整備を行う。また、安定的な放送を継続するための設備更新を行うとともに、緊急報道の強化や地域放送の充実、新たなサービスへの対応等に必要な設備を整備する。

(2) 国内放送は、国民の生命・財産を守るため、災害時の報道及び番組制作体制を強化して、正確で迅速な報道に万全を期すとともに、東日本大震災からの復興を支援し、課題を掘り下げる番組を放送する。また、世界に通

用する質の高い番組や世代を越えて楽しむことのできる番組など多彩なジャンルの番組を放送するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

このほか、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第23回参議院議員通常選挙及び第22回冬季オリンピック・ソチ大会の放送を実施する。

- (3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、英語ニュース等テレビジョン国際放送の充実を図るとともに、ラジオ国際放送については的確かつ迅速な情報発信に努める。
- (4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。
- (5) 調査研究については、放送と通信が連携する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (6) 給与については、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。
- (7) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。
- (8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (9) 公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理するなど、マネジメントを強化するとともに、業務の棚卸しや要員の見直し等を行い、子会社等を含めた効率的な業務体制を構築する。また、放送会館の省エネルギー化を推進するなど、環境経営に着実に取り組む。さらに、放送・サービスの質を向上させるため、公共放送を担う人材の確保と育成に努めるとともに、職員の士気の向上と活力ある職場づくりを進める。

三 資金計画

平成25年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,083億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,214億円をもって施行する。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、受信料の値下げにより国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及びさらなる効率化等の取組を適切に行い、収支均衡の確実な達成に努めること。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。
- 二 協会は、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を向上させ、組織一体となって信頼確保に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。
- 三 協会は、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を推進すること。
- 四 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、自律性、不偏不党性を確保して、正確かつ公平な報道に努めること。
- 五 現状の放送では障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等のさらなる拡充を図ること。
- 六 協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、国際理解・国際交流に資するよう、番組内容の充実、認知度の向上等に努めること。
- 七 地上デジタル放送への完全移行後の取組について、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、混信対策及び新たな難視聴対策の着実な実施に努めるとともに、東京スカイツリーへの送信機能の移転に伴う受信障害に対し、万全の対策を講じること。
- 八 協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。
- 九 協会は、東日本大震災の経験や南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直し及び福島第一原子力発電所事故報道の総括と反省を踏まえ、いかなる災害時にも公共放送として対応できるよう、災害対応設備等の機能強化や体制整備の可及的速やかな実現を図るとともに、東日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承に特に配慮すること。

- 十 受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。
- 十一 協会は、デジタル放送への移行後の新しいメディア環境へ対応するため、スーパーハイビジョン、スマートテレビ等の実用化に向けた研究開発等に積極的に取り組み、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすこと。
- 十二 協会は、番組アーカイブ業務について、単年度黒字化の見通しが立たない状況を真摯に受け止め、早期に収支の改善が図られるよう、あらゆる策を講ずること

【法務委員会】

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を32人増加すること。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を33人減少すること。
- 三 この法律は、平成25年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、下級裁判所の判事補の欠員が増加傾向にあることを踏まえ、法曹養成制度の在り方に関する検討結果に基づき適切に対処することに加え、下級裁判所における適正迅速な裁判を可能とするため、判事及び判事補の定員の充員に努めること。

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日等に出席した被害者参加人に対し国が旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士を選定の請求に係る資力要件の緩和を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正
 - 1 公判期日等に出席した被害者参加人に対する旅費等支給制度の創設
 - (一) 被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）を支給するものとする。
 - (二) 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならないものと

すること。

(三) 裁判所は、(二)により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならないものとする。

(四) 被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センターに行わせるものとする。

2 被害者参加弁護士を選定の請求に係る資力要件の緩和

被害者参加人が、裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる要件について、その資力から計算上控除すべき療養費等の額を3月分から6月分に増額するとともに、これにより算出された額と比較すべき基準額も増額するものとする。

二 総合法律支援法の一部改正

日本司法支援センターは、一1(四)の権限に係る事務を行うものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）の締結に伴い、我が国において子の返還等に関する援助を行う中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子が常居所を有していた我が国以外の条約締約国に子を返還するために必要な裁判手続等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 中央当局の指定及び権限等

1 子の返還及び子との面会交流に関する援助を行う中央当局は、外務大臣とすること。

2 子の返還及び子との面会交流に関する援助の手続として、その申請方法、子の住所等の特定のための手段、援助の決定及び却下の要件、子の個人情報に関する取扱い等を定めること。

二 子の返還の裁判手続等

1 子の返還事由及び返還拒否事由のそれぞれについて、条約に則した要件を定めること。

- 2 子の返還申立事件の管轄裁判所を東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所に集中し、非公開で審理を行うこと。
- 3 子の返還申立事件の審理や裁判等に関する所要の手續規定を設けるほか、調停や和解による解決を図るための手續規定を設けること。
- 4 裁判手続中の出国禁止命令に関する規律を設けるほか、子の返還の具体的な執行方法等について定めること。

三 その他

一及び二のほか、総合法律支援法の適用に関する特例等、条約上必要な所要の規定の整備を行うこと。

四 施行期日等

- 1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。
- 2 この法律は、この法律の施行前にされた不法な連れ去り又はこの法律の施行前に開始された不法な留置には、適用しないこと。

(附帯決議)

政府は、本法の施行後、当分の間、1年ごとに、国境を越えた子の連れ去り事案の実態及び本法の運用実態を調査、検証し、その内容を国会に報告するとともに公表すること。また、本法の施行後3年を目途として、本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）（参議院送付）要旨

本案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑法を改正して、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、更生保護法を改正して、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えるなど、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 刑法の一部改正

1 刑の一部の執行猶予制度の導入

刑務所に服役したことがない者、あるいは刑務所に服役したことがあっても出所後5年以上経過した者が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができ

るものとする。

2 刑の一部の執行猶予中の保護観察

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができるものとする。

二 更生保護法の一部改正

1 特別遵守事項の一部改正

保護観察の特別遵守事項の類型に、「善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。」を加えること。

2 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則の新設

(一) 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その改善更生を図るためその依存を改善することが重要であることに鑑み、これに資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならないものとする。

(二) 規制薬物等に対する依存があると認められる保護観察対象者に対しては、保護観察における指導監督として、規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けること及び規制薬物等に対する依存の改善のための専門的な援助を受けることについて、必要な指示その他の措置をとることができるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、特に次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 施設内処遇と社会内処遇の連携を図るために必要な体制整備を計画的に進めるとともに、保護観察官の専門性の一層の強化及び増員など、国の更生保護体制に関する一層の充実強化を図ること。加えて、再犯防止及び社会復帰を図る上で、保護司や民間の自立更生支援団体等の担う役割の重要性に鑑み、その支援体制の確立及び十分な財政措置を講ずるとともに、緊密な連携強化を図っていくこと。

二 裁判員裁判においても刑の一部の執行猶予の適用がなされ得ることを踏ま

え、裁判員に対して制度の趣旨及び内容についての情報提供が十分に行われるよう努めるとともに、厳罰化又は寛刑化に偏ることがないように、その趣旨の徹底に努めること。

- 三 社会貢献活動の実施後、事例の収集を行うとともに、一定期間経過後にその効果の検証及びより改善更生に資する運営を行うために外部の有識者も入れた会議を設置して調査・検討を行うとともに、薬物事犯者の処遇に当たっては、関係機関との更なる連携を強化し、本制度の施行後、両法の対象となった者の再犯状況を検証し、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案 （内閣提出第38号）（参議院送付）要旨

本案は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 刑の一部の執行猶予の特則

薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるものとする。

二 刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則

一の者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、猶予の期間中保護観察に付するものとする。

三 施行期日

この法律は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

(附帯決議)

54頁参照

○大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案（内閣提出第49号）要旨

本案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定大規模災害及びこれに対して適用すべき措置等の指定

大規模な火災、震災その他の災害であって、その被災地において借地権者の保護その他の借地借家に関する配慮をすることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を特定大規模災害として政令で指定するものとし、この政令においては、適用すべき措置及び地区を指定しなければならないものとする。

二 借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護のための措置

1 借地権者は、一の政令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、借地契約の解約等の申入れをすることができるものとし、この場合において、借地権は申入れがあった日から3月を経過することによって消滅するものとする。

2 借地権者は、借地上に登録されている建物を所有していた場合には、一の政令の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、借地権を第三者に対抗することができるものとするとともに、一の政令の施行の日から起算して3年間は、滅失した建物を特定するために必要な事項等を掲示することにより借地権を第三者に対抗することができるものとする。

三 被災地短期借地権

一の政令の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、存続期間を5年以下とするとともに、更新を認めない短期の借地権の設定を可能とする制度を創設するものとする。

四 賃借権の目的である建物が滅失した場合における従前の建物の賃借人の保護を図るための措置

一の政令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、従前の建物の賃貸人が新たに建物を築造して賃貸しようとするときは、従前の建物の賃貸人は、従前の建物の賃借人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければな

らないものとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）は、廃止するものとする。

（附帯決議）

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 東日本大震災被災地の実情に応じ、必要な範囲で両法を適用すること。
- 二 東日本大震災について改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法を適用する場合に、同法に基づく建物の解体費用については、東日本大震災に対して講じられている公的補助制度の適用を検討すること。
- 三 改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法に基づく各決議に賛成しなかった少数者が時価による対価の支払を確実に得られるよう、売渡し請求制度の内容及び趣旨について周知徹底を図ること。
- 四 賃借権の目的である建物が滅失した場合の従前の賃借人に対する通知については、通知漏れが生じることを防ぐよう、従前の賃借人に対する通知制度の内容及び趣旨について周知徹底を図ること。
- 五 今後も大規模災害の発生が想定されていることを踏まえ、老朽化を原因とする区分所有建物の取壊し等の場合の法的要件等について、必要な検討を進めること。

○被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 （内閣提出第50号）要旨

本案は、大規模な災害により区分所有建物の全部又は一部が滅失した場合に、区分所有建物及びその敷地について、必要な処分を多数決により行うことを可能とする特別の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 区分所有建物の全部が滅失した場合における措置

政令で定める災害により滅失した区分所有建物の敷地について、敷地共有者等は、政令の施行の日から起算して3年が経過する日までの間は、5分の4以上の多数により、これを売却する旨の決議をすることができるものとする。

二 区分所有建物の一部が滅失した場合における措置

- 1 政令で定める災害により建物の価格の2分の1超に相当する部分が滅失した区分所有建物について、区分所有者は、政令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、5分の4以上の多数により、次の決議をすることができるものとする。こと。
 - (一) 当該区分所有建物及びその敷地を売却する旨の決議
 - (二) 当該区分所有建物を取り壊し、かつ、その敷地を売却する旨の決議
 - (三) 当該区分所有建物を取り壊す旨の決議
- 2 1の(三)により一部滅失した区分所有建物が取り壊された場合、その敷地共有者等は、政令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、5分の4以上の多数により、次の決議をすることができるものとする。こと。
 - (一) 取り壊された区分所有建物の敷地上に建物を再建する旨の決議
 - (二) 取り壊された区分所有建物の敷地を売却する旨の決議

三 団地内の建物が滅失した場合における措置

政令で定める災害により団地内の建物が滅失した場合における建物の再建、建替え等の手続について、所要の規定を整備するものとする。こと。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。こと。
- 2 この法律の施行に伴う経過措置を整備するものとする。こと。

(附帯決議)

57頁参照

○死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案（法務委員長提出、衆法第34号）要旨

本案は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した者（以下「死刑再審無罪者」という。）については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかつたことがやむを得ないと認められることに鑑み、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国民年金の給付を行うための国民年金の保険料の納付の特例

死刑再審無罪者は、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間

における国民年金の保険料を、無罪判決確定日から起算して1年を経過する日までの間に一括して納付することができるものとする。

二 特別給付金の支給

一により保険料が納付された場合には、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者に対し、当該者の請求により、当該者に係る保険料が納付されたものとみなして無罪判決確定日の属する月までに支給されるべき老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給するものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 一及び二については、この法律の施行日前に死刑再審無罪者となった者についても適用するものとする。
- 3 政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に関し、必要な指導を行うものとする。

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、在外公館の廃止を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定を行うものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 在ベレン日本国総領事館を廃止すること。
- 二 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 三 この法律は、平成25年4月1日から施行すること。ただし、一については、政令で定める日から施行すること。

（参議院回付修正要旨）

- 一 この法律の施行期日を「平成25年4月1日」から「公布の日」に改めるものとする。
- 二 この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定は、平成25年4月1日から適用するものとする。

○旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、旅券に関する国際民間航空機関の国際標準を踏まえ、旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、当該旅券を返納させて有効期間を当該旅券の残存有効期間と同一とする新たな旅券を発給できるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に、当該旅券の記載事項を訂正する制度を廃止すること。
- 二 一般旅券に記載された名義人の氏名等に変更を生じた場合には、外務大臣又は領事官が、当該一般旅券の名義人の申請に基づき、当該一般旅券を返納させて有効期間及び種類を当該一般旅券の残存有効期間及び種類と同一とする一般旅券を発給すること。
- 三 一般旅券の記載事項の訂正に関する手数料の規定を削除すること。
- 四 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律により震災特例旅券の発給を受けた被災者が氏名等の記載事項の変更により有効期間を当該旅券の残存有効期間とする新たな旅券を取得した場合においても、震災特例旅券を取得できること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

旅券が広く国民に普及している現状に鑑み、政府は、本法の施行にあたり、旅券の発行に係る手数料について、国民負担軽減の観点から、手数料減額を図るべく、事務の合理化等を含め、経費縮減に努めるべきである。

右決議する。

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求め るの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子の連れ去り又は留置は、当該連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人等が共同又は単独で有する監護の権利を侵害しており、かつ、当該連れ去り又は留置の時に当該監護の権利が現実に行使されていた場合等には、不法とすること。
- 二 この条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用するが、子が16歳に達した場合には適用しないこと。
- 三 締約国は、この条約により中央当局に対して課される義務を履行するため、中央当局を指定すること。
- 四 中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、子の所在の特定、子の任意の返還又は友好的な解決の促進、子の返還及び接触の権利の行使のための手続の開始についての便宜の供与等のため、全ての適当な措置をとること。
- 五 監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人等は、子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局に対し、子の返還を確保するための援助の申請を行うことができること。
- 六 子が不法に連れ去られ、又は留置されている場合には、子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局は、原則として、当該子の返還を命ずること。
- 七 要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人等が、返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること等を証明する場合には、子

の返還を命ずる義務を負わないこと。

八 この条約に基づく子の返還に関する決定は、監護の権利についての本案の判断としてはならないこと。

九 接触の権利の効果的な行使を確保するための援助の申請は、締約国の中央当局に対して、子の返還を求める申請と同様の方法によって行うことができること。

十 この条約は、締約国間において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用すること。

なお、我が国は、この条約の規定に従って、弁護士等の参加又は裁判所における手続により生ずる費用について、一定の場合を除くほか、負担する義務を負わないこと等の留保を付する予定である。

○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とジャージーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 情報の交換に関する規定が適用される租税は、締約者又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される全ての種類の租税とすること。

二 被要請者の権限のある当局は、要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合等、要請を拒否することができる場合を除き、要請に応じて情報を提供すること。

三 被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するために必要な全ての関連する情報収集のための措置をとること。

四 各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保すること。

五 この協定に基づき両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全て

の情報、秘密として取り扱うこと。

六 二重課税の回避に関する規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用し、「締約者の居住者」とは、当該締約者の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により当該締約者において課税を受けるべきものとされる個人をいうが、当該締約者内に源泉のある所得のみについて当該締約者において課税される個人を含まないこと。

七 二重課税の回避に関する規定が適用される租税は、日本国については所得税及び住民税、ジャージーについては所得税とすること。

八 締約者の居住者が受益者である退職年金等については、当該締約者においてのみ課税することができること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、被要請者の迅速な対応を確保するために被要請者の権限のある当局が行うことについて規定している。

○租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とガーンジーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の間の人的交流を促進する観点から、学生等特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 情報の交換に関する規定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、住民税、相続税、贈与税及び消費税、ガーンジーについては所得税及び住宅利得税とすること。

二 被要請者の権限のある当局は、要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合等、要請を拒否することができる場合を除き、要請に応じて情報を提供すること。

三 被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するために必要な全ての関連する情報収集のための措置をとること。

四 各締約者は、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じ自己の権限のある当局を通じて入手し、及び提供する権限を有すること

を確保すること。

五 この協定に基づき両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱うこと。

六 二重課税の回避に関する規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用し、「締約者の居住者」とは、当該締約者の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により当該締約者において課税を受けるべきものとされる個人をいうが、当該締約者内に源泉のある所得のみについて当該締約者において課税される個人を含まないこと。

七 二重課税の回避に関する規定が適用される租税は、日本国については所得税及び住民税、ガーンジーについては所得税とすること。

八 学生又は事業修習者が滞在する一方の締約者外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約者においては、課税することができないこと。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、被要請者の迅速な対応を確保するために被要請者の権限のある当局が行うことについて規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、ポルトガルとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税、ポルトガルについては個人所得税、法人所得税及び法人所得に対する付加税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税できること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を

支払う法人の議決権のある株式又は当該法人の資本の10%以上を直接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他の全ての場合には当該配当額の10%を、それぞれ超えない額を課税できること。

四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である銀行である場合には、当該一方の締約国においても当該利子額の5%を超えない額を課税でき、また、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該使用料の額の5%を超えない額を課税できること。

六 両締約国の権限のある当局は、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

七 両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、両締約国で課税上の取扱いが異なる事業体を通じて取得する所得に対するこの条約の適用関係等を規定している。

○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、租税に関する相互行政支援に関する条約（以下「条約」という。）及び条約を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約及び改正議定書は、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 条約

- 1 締約国は、情報の交換（同時税務調査及び海外における租税に関する調査への参加を含む。）、徴収における支援（保全の措置を含む。）及び文書の送達について相互に行政支援を行うこと。
- 2 被要請国は、要請国の要請があったときは、情報を提供すること。
- 3 2以上の締約国は、当該締約国間の合意によって決定する区分の事案に関して、自動的に情報を交換すること。
- 4 締約国は、一定の場合には、自国が保有する情報を、事前の要請なしに、他の締約国に提供すること。
- 5 被要請国は、要請国の要請があったときは、この条約の規定に従い、要請国の租税債権を自国の租税債権を徴収する場合と同様に徴収するため、必要な措置をとること。
- 6 徴収における支援の対象となる租税債権は、被要請国において被要請国の租税債権に特別に与えられるいかなる優先権も有しないこと。
- 7 被要請国は、要請国の要請があったときは、要請国から発出される文書であって、この条約の対象となる租税に関するものを名宛人に送達すること。

二 改正議定書

- 1 締約国は、この条約の対象となる租税に関する締約国の法令の運用又は執行に関連するあらゆる情報を交換するものとする。
- 2 被要請国は、自己の課税目的のために必要でないこと又は銀行等有する情報であることのみを理由として、情報の提供を拒否することができないものとする。
- 3 欧州評議会又は経済協力開発機構の加盟国以外の国も、この改正議定書によって改正された条約を締結することができるものとする。

なお、我が国は、この条約の規定に基づき、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、復興特別所得税及び復興特別法人税以外の国税について徴収共助を実施しないこと並びに地方税及び社会保険料について、この条約及び改正議定書を適用しないことを宣言する予定である。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国と米国との間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、配当及び利子に対する源泉地国免税の対象を拡大するとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徴収共助に関する規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、特定される日を末日とする6か月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の50%以上を直接又は間接に所有する法人である等、一定の要件を満たす場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる締約国においては課税できないこと。
- 二 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 三 ある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、当該者が自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、仲裁を通じて解決されること。
- 四 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 五 両締約国は、租税並びに利子、徴収の費用、当該租税に対する附加税及び当該租税に関連する民事上又は行政上の金銭罰の徴収につき相互に支援を行うこと。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、現行の租税条約の内容を全面的に改正するものであり、我が国とニュージーランドとの間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更な

る促進を図るため、投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国課税を更に軽減し、特に一定の親子会社間配当及び一定の主体が受け取る利子について源泉地国免税とするとともに、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等、現行の租税条約には含まれていない規定を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、ニュージーランドについては所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の15%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国は使用料の額の5%を超えない額を課税できること。
- 六 両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 七 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、この条約の規定が各締約国の居住者に対する課税に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。

○北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会を設立するとともに、締約国が同委員会で定める保存管理措置をとること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、条約水域における漁業資源が存在する北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、当該漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とすること。
- 二 締約国は、漁業資源の最適な利用を促進し、及び漁業資源の長期的な持続可能性を確保すること。
- 三 締約国は、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告される国際的な最低限度の基準を考慮して最大持続生産量を実現することができる水準に漁業資源を維持し、又は回復することを確保するため、入手可能な最良の科学的情報に基づく措置を採択すること。
- 四 締約国は、予防的な取組方法及び漁業に関する生態系を重視する取組方法並びに国際法の関連規則に従い、措置を採択し、実施すること。
- 五 各締約国を構成国とする北太平洋漁業委員会（以下「委員会」という。）を設立し、委員会の補助機関として科学委員会及び技術・遵守委員会を設置すること。
- 六 委員会は、条約水域内における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置の採択等を行うとともに、効果的な監視、規制及び監督並びにこの条約及びこれに基づいて採択される措置の遵守及び実施を確保するための措置を採択すること。
- 七 科学委員会は、委員会の最初の通常会合において採択され、随時改正される科学委員会に対する付託事項に従い、科学上の助言を与え、及び勧告を行うこと。
- 八 技術・遵守委員会は、委員会が随時採択する手続及び指針に従い、委員会が採択する保存管理措置の遵守を監視し、及び検討すること並びに必要に応じて委員会に勧告を行うこと。
- 九 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船が、この条約及びこれに基づいて採択される措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとること。
- 十 締約国は、条約水域において漁獲活動に従事した漁船による入港及び港の使用に関し、委員会が採択する寄港国の措置（特に、漁業資源の陸揚げ及び

転載、漁船並びに船上の書類、漁獲物及び漁具の検査並びに港におけるサービスの利用に関するものを含む。)を実施すること。

○食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関し、その保全及び持続可能な利用のために締約国がとるべき措置を定めるとともに、その取得を容易にし、及びその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための多数国間の制度の設立等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、植物に由来する遺伝素材であって食料及び農業のための現実の又は潜在的な価値を有するもの（以下「食料及び農業のための植物遺伝資源」という。）に関するものとする。
- 二 締約国は、国内法令に従い、かつ、適当な場合には他の締約国と協力しつつ、食料及び農業のための植物遺伝資源の探査、保全及び持続可能な利用のための総合的な取組を促進するものとし、適当な場合には、食料及び農業のための植物遺伝資源の調査、目録の作成及び収集等を行うこと。
- 三 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を促進する適当な政策上及び法律上の措置を定め、及び維持すること。
- 四 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することの双方を相互補完的に、かつ、相乗効果をもたらす方法で行うため、効率的で効果的な、かつ、透明性のある多数国間の制度を設立することに合意すること。
- 五 多数国間の制度には、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって、締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているものを全て含めること。
- 六 締約国は、多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供がこの条約の規定に従って行われることに合意すること。
- 七 多数国間の制度に基づく容易にされた取得の機会の提供は、理事会によって採択される定型の素材移転契約に基づいて行われること。
- 八 締約国は、定型の素材移転契約の下で契約上の紛争が生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従って訴訟を提起するこ

とができることを確保すること。

九 締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益が、情報の交換、技術の取得の機会の提供及び移転、能力の開発並びに商業化による利益の配分の仕組みにより公正かつ衡平に配分されることに合意すること。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、食糧安全保障上の重要性等を基準として選定された35種類の食用作物（稲、小麦等）及び81種の飼料用作物を掲げ、また、仲裁及び調停の手続を規定している。

【財務金融委員会】

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、国税に関し、個人所得課税、法人課税、資産課税、納税環境整備等について所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人所得課税について、所得税の最高税率の引上げを行うほか、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の適用期限の延長及び最大控除可能額の引上げ等を行うこと。
- 二 法人課税について、試験研究を行った場合の税額控除制度の控除上限額の引上げ、生産等設備投資促進税制及び所得拡大促進税制の創設、避難解除区域等に係る税額控除制度の拡充等を行うこと。
- 三 資産課税について、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに贈与税の税率構造の見直し及び相続時精算課税制度の拡充を行うとともに、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設等を行うこと。
- 四 納税環境整備について、延滞税等の見直し等を行うこと。
- 五 土地の売買等に係る登録免許税の特例等既存の特例について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。
- 六 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成25年4月1日から施行すること。

なお、附則において、寄附金税制、特定支出控除、交際費課税及び贈与税に関する検討規定を設けること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

申告件数の増加、滞納状況の推移、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正及び社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応など事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、国税職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

○関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の措置を講ずるほか、適正な課税のための規定の整備を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

一 暫定関税率等の適用期限の延長

平成25年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長を行うこと。

二 適正な課税のための規定の整備

輸入貨物の課税標準となる価格の決定に係る規定について明確化を図るほか、延滞税及び還付加算金の割合の特例を見直すとともに、更正等に関する期限に係る規定の整備を行うこと。

三 施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成25年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。
- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止して独立行政法人日

本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法は廃止すること。

二 機構の解散等

1 機構は、この法律の施行の時ににおいて解散し、2の国が承継する資産を除き、機構の資産及び債務は、承継計画書に定めるところに従い、機構の解散の時ににおいて出資地方公共団体及び基金承継人が承継すること。

2 機構の公園事業に係る勘定に属する資産のうち、一部の土地及び政令で定める金額に相当する金銭は、承継計画書に定めるところに従い、機構の解散の時ににおいて国が承継すること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一部の規定は公布の日から施行すること。

○金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の整備等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 金融商品取引法の一部改正

1 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応

(一) 会社関係者であつて重要事実を知ったものは、他人に対し、当該重要事実の公表前に取引をさせることにより利益を得させる等の目的をもって、当該重要事実を伝達し、又は取引を勧めてはならないこととし、当該違反により情報受領者等が公表前に取引をした場合、違反者を課徴金及び刑事罰の対象とすること。

(二) 運用対象財産の運用として、自己以外の者の計算において不公正取引をした者について、当該取引をした月の運用対価に相当する額に3を乗じて得た額の課徴金を課すこと。

2 A I J 事案を踏まえた資産運用規制の見直し

投資一任契約の締結等に関する偽計等、投資一任契約の締結等又はその勧誘に関する虚偽告知及び投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則を、それぞれ引き上げることとするほか、厚生年金基金が特定投資家になるための要件を限定すること。

二 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正

1 投資信託の運用報告書の2段階化

投資信託の運用報告書のうち重要な事項を記載した書面の作成及び受益者への交付を義務付けるとともに、それ以外の記載内容を含めた運用報告書自体については、電磁的方法による提供を可能とすること。

2 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化

投資法人が自己の投資口を取得することができる場合として、新たに、あらかじめ規約にその旨を定めた場合を追加するとともに、新投資口予約権の創設に係る規定を整備することとするほか、出資総額等からの控除による損失の処理を可能とすること。

三 預金保険法の一部改正

1 金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

内閣総理大臣は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことができること。

2 特定負担金の納付等

金融機関等は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に係る業務の実施に要した費用に充てるため、預金保険機構に対し、特定負担金を納付しなければならないこととするとともに、政府は、特定負担金のみで当該費用を賄うとしたならば、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、預金保険機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができること。

四 銀行法の一部改正

1 銀行等の同一人に対する信用供与等規制

銀行又はその子会社等が同一人に対する信用の供与等に係る規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行っている場合には、名義人以外の実質的

に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等としてこの規制を適用すること。

2 銀行等の議決権の取得等の制限の見直し等

銀行が、事業再生会社を、投資専門子会社を通じることなく、子会社とすることができることとするほか、銀行の投資専門子会社は、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社の議決権の基準議決権数（当該会社の総株主等の議決権の100分の5）を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする等、所要の規定の整備を行うこと。

3 外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有

外国銀行支店は、常時、10億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならないこと。

五 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【文部科学委員会】

○東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（内閣提出第68号）要旨

本案は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から1月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなすこと。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 東京電力福島第一原子力発電所事故の被害の特性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害の賠償請求権については、全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して検討を加え、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。
- 二 損害賠償請求に至っていない被害者を把握するため、東京電力株式会社が行う損害賠償手続及び原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介手続等について一層の周知徹底を図ること。
- 三 原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介を打ち切るに当たっては、被害者がその後に行う訴えの提起の行使が実務上可能となるよう運用上、特段の配慮を行うこと。

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（遠藤利明君外12名提出、衆法第7号）要旨

本案は、スポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の対象とすることができるサッカーの試合を追加するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の業務にスポーツに関する活動が公

正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うことを追加し、あわせて、当分の間の措置として、センターがスポーツ振興投票券の売上金額の一部を国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等の業務に必要な費用に充てることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

センターは、文部科学大臣が指定する組織が開催するサッカーの試合で、文部科学省令で定める基準に適合するものをスポーツ振興投票の対象とすることができること。

二 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

1 センターの業務に、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うことを追加すること。

2 当分の間、スポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益を算定する際に、スポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額とともにスポーツ振興投票券の売上金額の100分の5を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（以下「特定金額」という。）を控除すること。

3 センターは、特定金額を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務（以下「特定業務」という。）に必要な費用に充てること。

4 特定業務に係る経理は、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないこと。

三 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 二の2及び3は、平成25年度以後の事業年度におけるスポーツ振興投票券の売上金額について適用すること。

3 特定業務に係る規定については、この法律の施行後7年以内に見直しが行われるものとする。

4 その他所要の規定を整備すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 当面する2020年の五輪招致やラグビー・ワールドカップの開催に向けた国内のスポーツ振興の状況に応じ、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける特定業務について、その継続の是非を含め、不断の見直しが行われること。
- 二 「特定金額」については、スポーツ振興のため適切に使用することとし、国際的な規模のスポーツの競技会のために緊急に行う国立競技場の改修等のスポーツ施設整備等の費用のみに充て、国が負担すべき他の事業の財源に充当しないこと。
- 三 今回の法改正に伴う独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務の追加により、同センターへの天下り役員等の増加につながることは厳に慎むこと。

〇いじめ防止対策推進法案（馳浩君外13名提出、衆法第42号）要旨

本案は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 総則

いじめを定義するとともに、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者（国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者）の責務、財政上の措置等を定めること。

二 いじめ防止基本方針等

国、地方公共団体及び学校の各主体におけるいじめの防止等のための対策の基本方針の策定について定めること。また、地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見のための措置、関係機関等との連携、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進、いじめの防止等のための対策の調査研究の推進、啓発活動等について定めること。

四 いじめの防止等に関する措置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及びいじめに対する措置、学校の設置者による措置、教員等による懲戒、出席停止制度の適切な運用、学校相互間の連携協力体制の整備等について定めること。

五 重大事態への対処

学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより児童等の生命等に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うとともに、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供すること。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

- 六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。
- 七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

【厚生労働委員会】

○予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、我が国における予防接種の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が予防接種に関する基本的な計画を策定すること、新たにH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象とすること、定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する規定を整備すること等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法の目的を、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るものとする。
- 二 一類疾病の名称をA類疾病とし、対象疾病にH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を追加すること。また、二類疾病の名称をB類疾病とし、インフルエンザのほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病を対象疾病とすること。
- 三 厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、厚生科学審議会の意見を聴いた上で、予防接種基本計画を定めるものとする。
- 四 病院等の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、当該報告の状況について厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、予防接種の適正な実施のために必要な措置を講ずるものとする。
- 五 国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保等に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 六 政府は、この法律の施行後5年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生状況その他この法律による改正後の予防接種法の規定の施行の状況

を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の予防接種法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

七 この法律は、一部を除き、平成25年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が7ワクチンについて医学的・科学的観点から広く接種を促進していくことが望ましいと提言したことを踏まえ、7ワクチンのうち本法で追加される3疾病に係るワクチンを除く水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の4ワクチンについて、安定的なワクチン供給体制や継続的な接種に要する財源を確保した上で、平成25年度末までに定期接種化の結論を得るように努めること。
- 二 他の新規ワクチンが薬事法上の手続を経て承認された際には、速やかに当該ワクチンを予防接種法上に位置付けることが適当であるかどうかの検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上、財政上の措置を講ずるよう努めること。
- 三 公衆衛生の見地から予防接種を実施することで国民の健康の保持に寄与するという目的を達成するために、接種率の向上、安全性情報の収集、副反応による健康被害の救済を図ること。また、予防接種の意義やリスクに関して分かりやすい情報を提供することにより、国民一人ひとりが予防接種についての正しい知識を持ち、予防接種が円滑かつ適正に実施される体制を整備すること。

○健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成25年度及び平成26年度について、平成22年度から平成24年度までと同様に、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）に係る国庫補助率を引き上げること及び被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額の3分の1を標準報酬総額に応じた負担とすること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 協会けんぽの被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成25年度及び平成26年度においては、1,000分の164とすること。

- 二 平成25年度及び平成26年度の各年度の被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の3分の1を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること。
- 三 全国健康保険協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととすること。
- 四 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすること。
- 五 協会けんぽの保険給付に関する厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務を全国健康保険協会に委任すること。
- 六 政府は、協会けんぽに対する国庫補助率について、その財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成26年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、一部を除き、平成25年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

原案において「平成25年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改めること。

○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、戦没者の妻及び父母等に継続して支給してきた特別給付金国債が最終償還を終えるため、これらの者に改めて特別給付金を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

特別給付金国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面200万円、10年償還の無利子の国債を支給すること等の措置を講ずること。

二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

特別給付金国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面100万円、5年償還の無利子の国債を支給すること等の措置を講ずること。

三 施行期日

この法律は、一部を除き、平成25年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 施行期日を平成25年4月1日から公布の日に改めること。
- 二 特別給付金国債（4回目継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対する特別給付金の支給及び特別給付金国債（8回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対する特別給付金の支給については、平成25年4月1日から適用すること。

○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ5年延長しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成25年5月16日まで）を5年延長し、平成30年5月16日までとすること。

二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成25年6月30日まで）を5年延長し、平成30年6月30日までとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について、その新設を行うことができないこととすること、他の企業年金制度等への移行を促進しつつ、解散の特例を導入すること等の措置を講ずるとともに、国民年金について第3号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生年金基金について、施行日以後、その新設を行うことができないこと

とすること。

- 二 厚生年金基金の自主的な解散を促進するため、施行日から5年間の時限措置として、解散時に政府に返還する代行給付に必要な資産の分割納付の期限を15年から30年に延長するとともに、事業所間の連帯債務とならない措置を講ずること。
- 三 施行日から5年後以降に存続する厚生年金基金について、その積立状況が一定の基準に該当しなくなった場合、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて解散を命ずることができるものとする。
- 四 解散する厚生年金基金の事業所が他の企業年金制度等に移行できるよう、必要な措置を講ずること。
- 五 第3号被保険者であった者は、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。
- 六 第3号被保険者期間のうち、第1号被保険者期間として記録が訂正された期間のある者は、その不整合期間のうち、保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間について届出を行うことができるものとする。この場合において、当該届出に係る期間を老齢基礎年金等の受給資格期間に算入できる期間とみなすものとする。
- 七 六の届出に係る期間のある者は、3年間の時限措置として、当該期間のうち、50歳以上60歳未満の期間（60歳未満の者である場合には、過去10年以内の期間）について、保険料の納付ができるものとする。
- 八 障害基礎年金等について、直近1年間に保険料未納がないときは、保険料納付要件を満たしているとする特例及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度を、それぞれ10年間延長するものとする。
- 九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

政府は、この法律の施行の日から起算して10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）要旨

本案は、平成19年9月28日に我が国が署名した障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、障害者である労働者が障害により差別されることなく、かつ、その有する能力を有効に発揮することができる雇用環境を整備する見地から、障害者に対する差別を禁止する等の措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等障害者の雇用施策の充実強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならないこと。

二 事業主は、労働者の募集及び採用について障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備等の必要な措置を講じなければならないこと。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでないこと。

三 事業主は、労働者が障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備等の必要な措置に関する事項に関し、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、自主的な解決を図るように努めなければならないこと。

四 都道府県労働局長は、一及び二についての障害者である労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

五 障害者雇用率は、対象障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。））である労働者の総数を算定の基礎として設定するものとし、事業主は、その雇用する対象障害者である労働者の数その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならないこと。なお、障害者雇用率は、この法律の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、労働者の総数

に対する対象障害者である労働者の総数の割合に基づき、対象障害者の雇用の状況等の事情を勘案して政令で定めるものとする経過措置を設けること。

六 この法律は、平成30年4月1日から施行すること。ただし、一、二、三及び四については平成28年4月1日から施行すること。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付）要旨

本案は、精神障害者の地域における生活への移行を促進する精神障害者に対する医療を推進するため、保護者の制度の廃止とあわせて、医療保護入院の手續及び医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の整備を行うとともに、厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の制度を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 精神医療審査会の委員の構成について、その他の学識経験を有する者に替えて、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者を規定すること。
- 二 精神障害者に治療を受けさせ、及び財産上の利益を保護する等の義務を保護者に課している仕組みを廃止すること。
- 三 精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められる場合に、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるものとする。
- 四 精神科病院の管理者は、医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談に応じ、指導を行う退院後生活環境相談員を選任する等、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならないものとする。
- 五 精神科病院に入院中の者の家族等が、都道府県知事に対し、その者の退院等の請求をすることができるものとする。
- 六 厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならないものとする。
- 七 政府は、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院

の手續の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方並びに入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

八 この法律は、一部を除き、平成26年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 精神障害のある人の保健・医療・福祉施策は、他の者との平等を基礎とする障害者の権利に関する条約の理念に基づき、これを具現化する方向で講ぜられること。
- 二 精神科医療機関の施設基準や、精神病床における人員配置基準等については、精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の内容を踏まえ、一般医療との整合性を図り、精神障害者が適切な医療を受けられるよう、各規定の見直しを検討すること。なお、指針の策定に当たっては、患者、家族等の意見を反映すること。
- 三 「家族等いずれかの同意」による医療保護入院については、親権を行う者、成年後見人の権利が侵害されることのないよう、同意を得る優先順位等をガイドラインに明示し、厳正な運用を促すこと。
- 四 精神障害者の意思決定への支援を強化する観点からも、自発的・非自発的入院を問わず、精神保健福祉士等専門的な多職種連携による支援を推進する施策を講ずること。また、代弁者制度の導入など実効性のある支援策について早急に検討を行い、精神障害者の権利擁護の推進を図ること。
- 五 非自発的入院の減少を図るため、「家族等いずれかの同意」要件も含め、国及び地方自治体の責任、精神保健指定医の判断等、幅広い観点から、速やかに検討を加えること。
- 六 精神疾患の患者の権利擁護を図る観点から、精神医療審査会の専門性及び独立性を高めることや精神医療審査会の決定に不服のある患者からの再度の請求への対応など機能強化及び体制の整備の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。
- 七 非自発的入院の特性に鑑み、経済面も含め、家族等の負担が過大にならぬよう検討すること。

- 八 精神科病院の管理者に対し、医療保護入院について、可能な限り、患者の人権に十分配慮した入院、入院後の治療行為の患者本人への説明に加えて、速やかな退院の促進に努めることを指導徹底するとともに、医療保護入院等の患者の退院後における地域生活への移行を促進するため、相談対応や必要な情報の提供、アウトリーチ支援など、その受け皿や体制整備の充実を図ること。
- 九 認知症の人については、あくまでも住み慣れた地域で暮らし続けることを基本に置き、精神科病院への「社会的入院」の解消を目指すとともに、地域の支援・介護体制の強化に取り組むため、「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の推進など医療福祉全般にわたる総合的な対策を講ずること。
- 十 認知症の人の本人意思を尊重する観点から、成年後見制度の改善・普及のほか、本人の意思や希望をできる限り早期に確認し、それを尊重したケアの提供を確保する取組を進めること。

○再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第4号）要旨

本案は、再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策の基本理念として、治療等に際して、最先端の科学的知見等を生かした再生医療を世界に先駆けて利用する機会が国民に提供されるように施策を進めるべきこと等を定めること。
- 二 国の責務、医師等及び研究者の責務並びに再生医療に用いる細胞の培養等の加工を行う事業者の責務を明らかにすること。
- 三 国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する基本方針を定めるとともに、少なくとも3年ごとに、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこと。また、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、基本方針を公表すること。

- 四 国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進が図られるよう、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとするほか、先進的な再生医療の研究開発の促進、再生医療を行う環境の整備、臨床研究環境の整備等に関して、必要な施策等を講ずるものとする。
- 五 国は、再生医療の施策の策定及び実施に当たっては、安全性を確保するとともに生命倫理に対する配慮をしなければならないこと。あわせて、国及び関係者は、再生医療の実施に係る情報の収集を図るとともに、当該情報を用いて適切な対応が図られるよう努めるものとする。
- 六 この法律は、公布の日から施行すること。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）要旨

本案は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないこと等を基本理念として定めること。
- 二 政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならないこと。
- 三 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならないこととし、大綱は、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項並びに子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項について定めるものとする。
- 四 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策に

ついでに計画を定めるよう努めるものとする。

五 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議を置くこと。

六 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第4号）要旨

本案は、指定薬物の製造、輸入、販売等の現状に鑑み、これに適切に対処するため、麻薬取締官及び麻薬取締員に指定薬物に係る司法警察員としての職務並びに指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職権を行わせるとともに、指定薬物又はその疑いがある物品の試験のための収去等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 麻薬取締官及び麻薬取締員は、指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、司法警察員として職務を行うものとする。

二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせることができるものとする。

三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、その職員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最小分量に限り、収去させることができるものとする。

四 指定薬物又はその疑いがある物品の収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設けること。

五 収去の権限の追加に伴い立入検査等の要件を見直し、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときに行うことができるものとする。

六 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【農林水産委員会】

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の有効期限を平成30年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案（内閣提出第15号）要旨

本案は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であって当該政府が弁済することができる見込みがないと認められるものについての特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 米穀の売渡しに係る債権の免除

政府は、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ又はタンザニアの政府からの要請があったときは、当該政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の全部を免除することができるものとする。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32年度までの間における森林の間伐等（以下「特定間伐等」という。）の実施を促進するため、特別の措置を講ずるとともに、成長に優れた種苗の母樹の増殖で平成32年度までの間に行われるもの（以下「特定母樹の増殖」という。）に関する計画（以下「特定増殖事業計画」という。）の認定について定め、都道府県知事による認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金に関する特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおり

である。

一 目的規定の改正

法目的について、「我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進する」ことに改めるものとする。

二 基本指針及び基本方針の見直し

- 1 農林水産大臣は、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとする。
- 2 都道府県知事は、基本指針に即して、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針を定めることができるものとする。

三 特定間伐等の支援措置の延長

特定間伐等の実施の促進に関する計画を作成した市町村に対する交付金の交付、当該計画に基づく間伐等の実施及び助成について地方公共団体の支出する経費に係る地方債の起債の特例等の支援措置を平成32年度まで引き続き講ずるものとする。

四 都道府県知事による特定増殖事業計画の認定制度の創設

二の二の基本方針に即して、特定増殖事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者は、林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の延長等の支援措置を受けることができるものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、食品の製造過程の管理の高度化（以下「H A C C Pの導入」という。）を引き続き促進するため、H A C C Pの導入の基盤となる施設及び体制の整備（以下「高度化基盤整備」という。）に関する計画の認定制度を設けるとともに、法の有効期限を延長する等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 高度化基盤整備の支援対象化

現行のH A C C Pの導入に関する計画の認定制度に加え、高度化基盤整備に関する計画の認定制度を導入し、株式会社日本政策金融公庫による貸付け

の業務の対象とするものとする。

二 法の有効期限の延長

法の有効期限を平成35年6月30日まで延長し、本法は、同日限り、その効力を失うものとする。

三 輸出促進の位置付けの明確化

厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める基本方針は、食品の製造又は加工の過程における衛生管理及び品質管理に関する国際的動向を踏まえ、HACCPの導入が国内で製造され、又は加工される食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定めるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二については、公布の日から施行するものとする。

【経済産業委員会】

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、近年、業務・家庭といった民生部門におけるエネルギー使用量が増加傾向にあることを踏まえ、産業部門だけでなく、民生部門においても省エネルギー対策を一層進めること、及び電力の需給の早期安定化の観点から、供給体制の強化に万全を期すとともに、需要側においても、普及が進みつつある蓄電池やエネルギー管理システム等が有効に活用されるよう、電力ピーク対策を円滑化する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 建築材料等の性能の向上に関する措置の導入

建築材料の省エネルギー性能について、現在の市場で最も優れている建築材料等の性能を基に数年後に達成すべき目標を設定し、企業間の技術開発競争を促すことで、建築材料等の性能の向上を進めるようにすること。

二 工場・事業場等における電力ピーク対策を円滑化する措置の導入

工場・事業場等における省エネ対策の努力目標について、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境を勘案した目標の設定を可能とすることにより、事業者が電力ピーク対策に円滑に取り組めるようにすること。

三 「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を法の定める期限の到来に伴い廃止すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の廃止に関する規定については、平成25年3月31日から施行するものとする。

（修正要旨）

一 「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の廃止に関する規定の施行期日を、平成25年3月31日から公布の日に改めるものとする。

二 その他所要の規定の整理を行うものとする。

（附帯決議）

政府は、内外のエネルギー情勢の激変に伴い、長期的なエネルギー需給の安定化の必要性が高まっている状況に鑑み、省エネルギー対策を着実に推進する

ため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 新たなエネルギー戦略の立案に際しては、中長期のエネルギー需要の予測を踏まえ、供給面及び省エネルギー面の目標を早急に明確化するとともに、省エネが新たな成長分野として有望であることに鑑み、産業、運輸、民生各部門における効果的な総合プログラムを早急に構築すること。
- 二 電力需要のピーク対策を効率的に推進するため、電力会社に対し、スマートメータの加速的な導入及び時間帯別季節別の料金メニューの早期導入を促すとともに、開発が進む蓄電池やエネルギー管理システムの早期の普及拡大策を講じるものとする。
- 三 民生部門の省エネルギーを推進するためには、省エネルギー性能に優れた建築材料の普及拡大を図る必要があることから、トップランナー制度について表示の在り方を工夫するなど消費者等への周知徹底を図るとともに、中小メーカーに過度な負担となることのないよう実態を踏まえた制度設計に努めること。
- 四 建築確認時の省エネルギー基準適合義務化については、多様な新築住宅・建築物の状況を踏まえ、消費者への負担が過度とならないよう、技術革新によるコスト削減を加速するなどの支援措置を講じつつ、制度の円滑な実施のための環境整備を図ること。特に地域の中小工務店等の施工事業者の技術向上に向けた支援措置を速やかに実施すること。併せて、伝統的木造住宅などに十分配慮すること。

○株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出第32号）要旨

本案は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことにより、これらの事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）について、会社法に定められていない特別な規定等を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 機構の設立等

機構は、経済産業大臣の認可により一を限って設立される株式会社とし、政府は、機構に対し出資することができることとするとともに、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上を保有していなければならないこと。

二 機構の組織

支援の対象となる事業者や支援内容、株式や債権の処分等の決定を客観的、中立的に行うため、機構に海外需要開拓委員会を置くこと。

三 機構の業務

- 1 機構は、出資や、資金の貸付け、専門家の派遣や助言等の業務を営み、経済産業大臣が定める支援基準に従って、支援対象となる事業者や支援の内容を決定すること。
- 2 機構は、平成46年3月31日までに、保有する全ての株式や債権の処分等を行うように努め、業務の完了により解散すること。

四 機構の財務及び会計

政府は、機構の社債や資金の借入れに係る債務について保証することができること。

五 機構の監督等

- 1 経済産業大臣は、機構の役員の選任や予算の認可の他、必要な監督を行うこと。
- 2 経済産業大臣は、機構に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる旨の規定、機構の役職員等による贈収賄や秘密漏えいに対する罰則規定等を措置すること。

六 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、クールジャパンの海外需要開拓支援の推進が単なる産業政策にとどまらず、日本特有の文化や流行を海外に発信するソフトパワー外交の基盤ともなりうることから、本機構がその役割を十二分に発揮することができるよう、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 財政投融资特別会計より500億円を支援機構に対し出資することに加え、民間からも相当額の出資が得られなければ、対象事業者がモラルハザードを生ずる懸念があることから、魅力ある機構の在り方を検討し、50%未満を限度として民間からの出資比率を高めるよう努めること。
- 二 株式会社海外需要開拓支援機構については、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図るとともに、早急に支援決定の具体的な基準及び手続を定め、他の類似組織との機能分担を明確にし、加えて出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する内部体制を整備するなど事業内容等に対する

厳正なチェック機能を確立することにより、所期の目的を達成して、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。

三 クールジャパンを構成する優良なコンテンツ等を生み出す総合的な施策を構築するとともに、クリエイティブ関連企業の多くは中小企業であることに鑑み、下請振興等国内における支援措置を整備し、加えてこれからの海外展開を支援していくうえで機構による資金面での支援に止まらず、市場調査、販路開拓をはじめとする省庁横断的な支援策が必要となるため、関係省庁間で緊密な連携を図り、施策の効果的な実施に努めること。

○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出第36号）要旨

本案は、平成26年4月1日及び平成27年10月1日における消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定の事業者による消費税の転嫁拒否等の行為（減額・買ったとき、購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制、税抜価格での交渉の拒否、報復行為）を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設すること。

二 消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設すること。

三 事業者が、一定の誤認防止措置を講じているときに限り、消費税法の総額表示義務を解除すること。

四 事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届出をして行う、一定の要件を満たす消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル及び表示カルテル）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外すること。

五 この法律は、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日前の政令で定める日から施行すること。また、この法律は、平成29年3月31日限り、その効力を失うこと。

（修正要旨）

平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について

事業者が禁止されることとなる表示に関し、これらの表示のうち「取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示」にあつては「消費税との関連を明示しているもの」に限られること等その範囲の明確化を図ること。

(附帯決議)

政府は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保し、立場の弱い事業者が不利益を被ることのないよう、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 消費税増税分を適正に価格に転嫁できる環境を整えるため、関係事業者への定期的な大規模調査を行うとともに、立場の弱い事業者等のための相談窓口を全国に整備すること等により、転嫁の実態を正確に把握し、違反行為に対しては迅速かつ効果的に取り締まること。
- 二 転嫁状況の検査等消費税の転嫁対策を実効あるものにするために体制の一層の強化を図る必要があることから、公正取引委員会及び中小企業庁においても、高度な専門知識を有する者の登用を積極的に進めることとし、質量ともに充実した体制を長期にわたって確保するため所要の定員増を図るとともに、関係省庁間の緊密な連携体制を確立すること。
- 三 本法第8条の表示の規制については、公正かつ自由な競争、事業者の創意の発揮等の事業活動を阻害することなく、かつ本条の一義的趣旨が消費者に消費税が転嫁されていないような誤認を生じさせることの防止であることに鑑み、「消費税」や「増税」等の表現が用いられるなど消費税率引上げとの関連が客観的に明らかであり、かつ当該表示が消費者の負担がない又は軽減されていると一般消費者に誤認される恐れがあると認められるものに限り禁止することとし、関係者に無用な混乱を招くことのないよう、具体的かつ分かりやすいガイドラインを可及的速やかに策定・公表すること。
- 四 消費税の価格転嫁を円滑かつ適正に実施するとともに事業者の事務負担を軽減するため、価格表示方法の在り方については、外税方式の採用も含め様々な意見があることを踏まえ、事業者の取組実態及び消費者の利便を総合的に勘案しつつ、引き続き、その在り方を検討すること。
- 五 事業者が消費税を価格に適正に転嫁すべきという、本法の趣旨及び内容を事業者に周知徹底するとともに、消費者に対しても社会保障の安定財源の確保という今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるといふ消費税の性格及び価格表示の特例の内容等について、国が丁寧な広報

活動を行い、国民の認識と理解を深めるよう努めること。

六 消費税増税による影響が広く我が国経済に及ぶ懸念があることに鑑み、税率引上げ前後の経済状況を注視しつつ、消費の落込み等に起因する中小事業者の経営悪化に対しては、必要かつ十分な経営支援を講じるとともに、景気への影響を極力緩和する観点から、最も影響が懸念される住宅の取得等について、平成25年度税制改正で講じた住宅ローン減税等の実施と併せ適切な給付措置を早急に講じるほか、低所得者に配慮する観点から、消費税率8%への引上げ時における簡素な給付措置の導入を早急に具体化すること。

○小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、小規模事業者に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の意義を明確化するとともに、その事業活動の活性化を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 小規模企業の意義等の明確化

地域経済の安定と経済社会の発展に寄与するという小規模企業の意義を「中小企業基本法」の基本理念に規定し、それを踏まえた施策の方針を明確化すること。また、海外展開の推進や情報通信技術の活用等、中小企業・小規模事業者の成長を後押しするために必要な施策を、基本的施策として追加すること。

二 小規模企業の定義の弾力化

小規模企業の多様性に着目し、特定の業種について小規模企業の範囲の変更を政令で行うことができるよう、「中小企業信用保険法」等の個別支援法に規定を追加すること。

三 中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化

「中小企業信用保険法」における信用保証の対象に、電子記録債権の割引など、電子記録債権を活用した資金調達を追加すること。

四 中小企業・小規模事業者への情報提供の充実

情報通信技術を活用して、中小企業・小規模事業者に対して専門家の紹介等を行う者を国が認定し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講ずる旨を「中小企業支援法」に規定すること。

五 下請中小企業の販路開拓

下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を国が認定し、

中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずる旨を「下請中小企業振興法」に規定すること。

六 中小企業・小規模事業者の事業再生の促進

「株式会社日本政策金融公庫法」及び「沖縄振興開発金融公庫法」を改正し、債務の株式化業務を追加すること。

七 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止

小規模事業者に対する金融措置の抜本強化に伴い、「小規模企業者等設備導入資金助成法」を廃止すること。

八 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成24年4月3日閣議決定）に基づき、平成24年4月14日から平成25年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第6項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物等の所有者は、耐震診断を行い、その結果を一定の期限までに所管行政庁に報告しなければならないこととし、所管行政庁は、当該報告の内容を公表しなければならないこと。
- 二 耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられる建築物の範囲を拡大し、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物を対象とすること。
- 三 所管行政庁が建築物の耐震改修の計画を認定することができる増築及び改築の範囲を拡大するとともに、増築に係る容積率及び建ぺい率の特例を講じること。
- 四 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度を創設し、当該認定を受けた建築物の所有者は、当該建築物等にその旨の表示を付することができること。
- 五 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度を創設し、当該認定を受けた区分所有建築物については、区分所有者の集会における区分所有者及び議決権の各過半数の決議により耐震改修を行うことができること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 耐震診断、耐震改修は、安全・安心のために必要な措置であり、その促進は喫緊の課題であるが、建築物所有者の負担を伴うものであることから、地方公共団体においても交付金を活用するなど財源確保に優先的に取り組むよう周知徹底及び支援を行うとともに、特に中小事業者への財政的、技術的支援に努めるよう地方公共団体に促すこと。また、耐震改修が必要な建築物が

多数存在する地方公共団体を把握し、これらの業務が円滑に行われるよう、十分な情報提供や支援を行うこと。さらに、避難所として指定された場合には耐震化に係る助成率が高くなることについて地方公共団体に周知徹底し、建築物所有者の負担の軽減を図るとともに、耐震診断が義務化される大規模建築物等以外の建築物についても避難所としての支援を行うこと。

二 耐震診断が義務付けられる建築物の所有者に対し本法の内容の周知に努め、また、地方公共団体における相談窓口を充実させ、耐震診断の基準や改修の工法等必要な相談に応じられる体制を整備するなど、本法の円滑な実施に万全を期すこと。

三 東日本大震災の被災地において、再度の地震により建築物に大きな被害が生じることがないように、また、各地の復興に支障を来すことがないように、既存建築物の耐震診断、耐震改修に対し最大限の支援を行うこと。

四 病院や旅館、ホテル等の民間建築物については、耐震診断の義務付けや診断結果の公表が経営への大きな負担にならないよう、必要な支援を積極的に行い、建築物の耐震性に係る表示制度及び耐震診断の結果の公表の時期や方法等についても、迅速に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう適切な配慮を行うとともに、耐震性に係る表示制度については、建築物の選択に利用者が混乱を生じないように十分な周知期間をとる等十分配慮すること。特に耐震診断の結果の公表については、公平性の確保の観点から、当該結果を用途ごとに一覧に取りまとめた上で公表するなど、地域における建築物の個別の状況や営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うこと。

五 認定を受けた建築物に対する容積率、建ぺい率の緩和は、耐震改修のために必要な場合に限られるよう適切に指導を行い、違反建築物への対応には万全を期すこと。

六 耐震改修の実施に当たっては、計画的に順次改修を行う方法など、改修がなされやすい方法が可能となるよう配慮し、また、低コスト化など耐震改修工法の技術開発の促進に努めること。

七 住宅の耐震改修の促進に際しては、工務店等の地域の建設業者の参画が図られるよう努めること。また、耐震化と併せて省エネ化やバリアフリー化が図られるよう、関係施策の充実のための対策の検討を早急に進めること。

○気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うこととするとともに、気象観測、予報等を行う体制強化に資するよう海洋気象台を管区気象台等に統合する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には、その旨を示して、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、津波、高潮及び波浪についての警報（以下「特別警報」という。）をしなければならないこと。
- 二 気象庁は、特別警報を行うに当たっての基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないこととし、当該関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならないこと。
- 三 気象庁から特別警報の通知を受けた都道府県の機関は、直ちに関係市町村長に通知しなければならないこととするとともに、通知を受けた市町村長は、直ちに公衆等に周知させる措置をとらなければならないこと。
- 四 気象庁以外の者が津波の予報業務を行う場合の許可基準を変更し、津波の予想を国土交通省令で定める技術上の基準に適合した方法により行うこととする。
- 五 海洋気象台を管区気象台等に統合し、海洋気象台を廃止すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、防災上重要な道路において占用を制限できることとするとともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘

案して、地方道を構成する一定の施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を自ら行うことが適当であると認められる場合には、これを行うことができること。

- 2 道路管理者は、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者との間に、維持修繕協定を締結することができること。
- 3 2以上の道路管理者は、交通上密接な関連を有する道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会を組織することができること。
- 4 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大防止のために特に必要があると認める場合には、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができること。
- 5 道路の維持又は修繕に関する技術的基準は、点検に関する基準を含むものでなければならないこと。
- 6 国土交通大臣は、車両の幅等に関する最高限度を超える車両（以下「限度超過車両」という。）の通行を誘導すべき道路を指定することができることとし、当該指定がなされた道路に係る限度超過車両の通行許可を行うときは、道路管理者への協議を要しないこと。

二 道路整備特別措置法の一部改正

一の2の協定の締結等に係る高速道路等の道路管理者の権限について、高速道路株式会社等が代行すること。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

国は、地方公共団体が一の4の道路の区域等に建設される電線共同溝の占用予定者に対し電線共同溝への電線の敷設工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合、その資金の一部を無利子で地方公共団体に貸し付けることができること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 社会資本の老朽化が今後急速に進行することに鑑み、道路構造物等の公共施設の現状を適確かつ迅速に把握すること。特に、防災上重要な施設等への点検・修繕等真に必要な対策を重点化し、早急に対応するよう努めること。

- 二 道路の効率的かつ効果的な維持管理を実施できるよう、道路の維持・修繕に関する技術的基準に係る政令を早期に制定するとともに、点検を含めた維持・修繕が適確に実施できるよう、マニュアル等については見直しを行い、その周知徹底を図ること。
- 三 効率的な維持管理・更新を図る上で技術開発の促進が重要であることに鑑み、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及が促進されるよう、国による評価や認証制度を充実すること。そのため、最新の技術的知見を踏まえた技術開発の推進の観点から、土木研究所等国の研究機関の機能を効率化・重点化しながら強化するとともに、構造物保全に関する地方公共団体への技術支援を加速させるべく、関係機関の機能を拡充すること。また、国による施設管理データの一元的な把握・蓄積により、技術開発を促進させ、効率的な維持管理を推進すること。
- 四 地方公共団体、特に市区町村が管理する橋梁等の道路構造物について老朽化対策が遅れている状況に鑑み、長寿命化修繕計画の策定等に必要な財政的支援及び技術的支援を講ずるなど十分な配慮を行うこと。また、道路の維持管理・更新の適切な実施を確保するため、現場における点検や工事に携わる人材の確保及び育成に必要な支援を講ずること。
- 五 重量超過車両の通行による道路の損傷を軽減するため、特殊車両通行許可制度に基づいた適正な道路利用がなされるよう啓発活動に努めるとともに、重量制限違反車両に対する監視・検査体制の強化、違反者名の公表・立入検査の基準を厳しくするなど、荷主等を含め対策を一層強化すること。また、ITS技術の活用による特殊車両通行許可手続の簡素化、カーナビ等による許可ルートのお知らせなど、運転者も含めた運送事業者の負担を軽減する方策も検討すること。
- 六 特殊車両通行許可の迅速化を一層図るため、地方公共団体において大型車両の通行を誘導すべき道路に係る道路構造情報の国への迅速な提供など必要な責務が果たされるよう促すとともに、国においては道路構造に関するデータベースを充実すること。
- 七 緊急輸送道路だけでなく避難路等においても、必要に応じ、電柱等の道路占用の禁止又は制限区域の指定や電線管理者への無利子貸付け等により無電柱化を積極的に推進し、歩道の整備やバリアフリー化とあわせて、災害時の円滑な輸送・避難を確保すること。また、道路管理者が占用物件の安全性を十分確認した上で占用を許可できるよう、道路管理者が上下水道管やガス管

の地下埋設物などの占有物件の健全性や耐震性等の点検結果を確認できる仕組みの構築に努めること。

○港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定めることができることとするとともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点的形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 非常災害時の船舶の交通の確保に資する緊急確保航路制度の創設等

- 1 船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路である開発保全航路について、従前より当該航路に含むものとして定められている構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設に加え、船舶の待避のため必要な施設を含むものとする。
- 2 国土交通大臣、港湾管理者の長その他の関係行政機関の長は、港湾管理者を異にする2以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾広域防災協議会を組織することができる。
- 3 国土交通大臣は、非常災害時において緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、開発保全航路の区域のうち一定の区域内及び緊急確保航路（非常災害時において船舶の交通を緊急に確保する必要がある航路をいう。）内において、障害物の除去を迅速に進めるため船舶の処分等ができること。

二 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進

- 1 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であつて、主として輸入されるばら積みの貨物（以下「輸入ばら積み貨物」という。）の海上運送の用に供される一定の規模以上の埠頭を有するもののうち、輸入ばら積み貨物の取扱量その他の事情を勘案し、当該埠頭を中核として輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国産業の国際競争力の強化のために特に重要なものを、特定貨物輸入拠点港湾として指定することができる。
- 2 特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者（以下「特定港湾管理者」という。）

は、当該港湾の効果的な利用を推進するため、特定利用推進計画を作成することができることとするとともに、特定港湾管理者は、特定利用推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会を組織することができること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であったことを踏まえ、首都直下地震や南海トラフの巨大地震等が発生した場合における市民生活や産業活動に与える影響を最小限に留めることができるよう、港湾において防災・減災のための措置に万全を期すこと。
- 二 被災港湾において関係者間の連携が十分に行われず物流機能の復旧に時間を要したという東日本大震災の教訓を踏まえ、関係者の協働により港湾事業継続計画の策定を全国的に進め、非常災害時における港湾物流機能の維持と早期復旧が図られるよう最善を尽くすこと。
- 三 港湾施設の適切な維持管理・更新が、国民の生命や財産を守るとともに、我が国を支える臨海部立地産業の競争力強化にも資することに鑑み、港湾管理者及びコンビナート等において港湾施設を管理する民間事業者が港湾施設の老朽化対策を適切に実施できるよう必要な支援を行うこと。
- 四 ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入の実現が、我が国産業の国際競争力の強化を図る上で喫緊の課題であることに鑑み、特定貨物輸入拠点港湾に関する施策について、時機を逸することなく国家戦略として確実に実施するとともに、特定貨物輸入拠点港湾の指定に当たっては、その位置や数についても十分配慮すること。また、特定貨物輸入拠点港湾以外の港湾についても、物流の効率化等の観点から引き続き機能強化に努めること。
- 五 輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の推進が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう特定港湾管理者への助言に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対処すること。また、港湾の秩序ある運営と安全確保のために、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生を増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよ

う努めること。

○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 不動産特定共同事業の定義に、二の特例事業者の委託を受けて当該特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を行う行為（第3号事業）及び特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為（第4号事業）を追加すること。

二 特例事業者

1 次に掲げる要件に該当する法人が不動産特定共同事業を営もうとする場合には、主務大臣に届出をしなければならないこと。

(一) 不動産特定共同事業を専ら行うことを目的とする法人であること。

(二) 不動産取引に係る業務を不動産特定共同事業者（第3号事業者）に委託するとともに、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘の業務を不動産特定共同事業者（第4号事業者）に委託すること。

(三) 不動産投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者等を相手方又は事業参加者とする事。

(四) その他事業参加者の利益の保護を図るために必要な要件に適合すること。

2 1の届出をした法人を特例事業者と定め、主務大臣による立入検査等の所要の監督規定を設けること。

三 特例事業者から委託を受ける不動産特定共同事業者

1 第3号事業及び第4号事業を営もうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこと。また、第4号事業者については、金融商品取引法の第二種金融商品取引業登録を受けていることを当該許可の要件に追加すること。

2 第3号事業者及び第4号事業者に対しては、現行の不動産特定共同事業者に対する規制に加え、自己取引等の禁止、委託された業務の再委託の禁止等の規定を新たに設けるとともに、これらに違反した場合には、指示処

分、業務停止命令、許可の取消しを行うことができること。

四 役員に暴力団員等がいること等を不動産特定共同事業の許可の欠格事由に追加すること。また、報告徴収及び立入検査の対象に不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者を追加する等の監督手法の充実を図るとともに、不動産特定共同事業者が業務に関し法令に違反した場合の罰則を強化すること。

五 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 まちの低炭素化、建築物の耐震化や高齢化への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、本法により創設される特例事業がこれら建築物等の再生事業に有効に活用されるよう、ガイドラインの作成等の情報提供に努めるとともに、民間投資の拡大に向けた支援の実施に努めること。

二 本法により創設される特例事業により地方都市の建築物等の再生事業が活発になることが期待されていることを踏まえ、地域の金融機関等が積極的に事業参加し、有効な不動産ストックの形成に資するよう、制度について周知するとともに、地域の不動産投資市場を担う専門知識を持った人材の育成に努めること。

三 不動産特定共同事業者の増加が見込まれることに鑑み、その質や信用が低下することがないように、また、本法により創設される特例事業の事業参加者となる投資家が、特例事業者の倒産リスク等の特例事業に係るリスクを過度に負うこととならないよう、金融庁等の関係省庁と連携し、不動産特定共同事業者及び特例事業者に対する監督に万全を期すこと。

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出第46号）要旨

本案は、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）に基づく公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、地域の実情を踏まえ、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針を定めるとともに、基本方針に基づき、民間の能力を活用した国管理空港の運営等に関する提案の募集を行うこと。
- 二 国管理空港において民間事業者が行う特定運営事業（着陸料等を収受して空港の運営等を行う事業）は、国土交通大臣が、民間資金法の公共施設等運営権を設定した場合に限り、実施できること。
- 三 国土交通大臣は、民間資金法に規定する実施方針を定めようとする場合は、空港法に規定する協議会の意見を聴くこと。
- 四 国土交通大臣が、国管理空港の特定運営事業を実施する民間事業者の選定等を行う場合は、一の基本方針に従って特定運営事業を実施する適正かつ確実な計画等を有することを要件とすること。また、この場合において、国土交通大臣は、関係行政機関の長と協議すること。
- 五 航空法の空港保安管理規程の策定義務等、並びに空港法の空港供用規程の策定義務、着陸料等の届出及び変更命令等に関する規定を、国管理空港運営権者に対して適用又は準用すること等の関係法律の特例を定めること。
- 六 地方管理空港においても、設置管理者である地方公共団体が民間資金法の公共施設等運営権を設定した場合に限り、民間事業者が特定運営事業を実施できること。また、国管理空港と同様に、民間事業者が地方管理空港の特定運営事業を実施する場合における航空法及び空港法の特例を定めること。
- 七 共用空港においては、国土交通大臣が管理する民間航空専用施設の運営等で使用料金を収受する事業について、国土交通大臣が、民間資金法の公共施設等運営権を設定した場合に限り、民間事業者が実施できること。
- 八 特定地方管理空港（国が設置し、地方公共団体が管理する空港）においては、管理者である地方公共団体が、条例で定めるところにより、指定する法人に当該空港の運営等で着陸料等を収受する事業を行わせることができること。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 空港は、国及び地域にとって重要な公共インフラであることから、空港運営の形態にかかわらず、利用者や航空会社に対して、空港の機能が安全、安

定的かつ利用しやすい形で提供されることが必要である。このため、本法による空港運営の民間委託を行うに当たっては、空港運営権者がコスト削減を行うことにより、空港利用者へのサービス水準及び安全性が低下することがないように、また、着陸料等の大幅な値上げや高額な旅客取扱施設利用料の新設により、航空会社及び利用者の負担が大幅に増大することがないように、国が本法に基づく基本方針等において空港運営の方針を明確に指示するとともに、民間事業者の運営体制について確認を行い、人的及び技術的援助を含めた必要な措置を講じること。

二 空港は、大規模災害の発生時において、救出活動・医療活動の拠点、緊急物資の輸送のための拠点など、極めて重要な役割を担うことに鑑み、大規模災害により空港に被害が発生した場合には、早期に復旧ができるよう、滑走路、誘導路等の基本施設は国の責任で行うことはもとより、旅客ターミナル施設等の空港機能施設においても、空港運営権者である民間事業者に対して必要な支援及び指導に努めること。

三 民間事業者の選定を行うに当たっては、法定の要件遵守はもちろんのこと、国・地域の健全な発展に資するよう配慮すること。また、協議会の意見を聴取する際には、地域経済活性化を主体的に担う地方公共団体や経済団体、当該空港で働く人々を含め、関係当事者の幅広い意見が反映される仕組みを整備するよう努めるとともに、運営委託後も、その効果等について定期的な点検が行われるよう、必要な措置を講じること。

四 空港経営改革が検討・実行される際には、徹底的な効率化のもと、安全性の確保と利用者利便の向上に資する空港運営が担保されることを前提に、民営化、運営の民間委託、地方公共団体又は国による運営など、各空港の地域特性に適合した運営手法が選択されるよう十分配慮し、運営の民間委託を行わない国管理空港については、国が引き続き責任をもって、管理運営を行うとともに、コスト削減等の空港運営の効率化や改善に向けた取組みを推進すること。同時に、運営受託者から国に支払われる運営権の対価は、透明性と公平性を担保して運営の民間委託を行わない国管理空港の整備や維持運営に必要な財源が十分に確保されるよう、また、空港整備勘定への負担が軽減され、空港利用者に還元されるよう、適切に設定すること。

五 空港運営の改善に向けた取組みと併せて地方航空ネットワークの維持、充実が図られるよう地方航空ネットワークの支援措置の充実、強化について、欧米等における地方航空ネットワーク維持の補助制度を参考にしつつ、離島

振興法に規定する「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化」にも配慮して検討を進め、早急に結論を得て、必要な支援措置を講じること。

○水防法及び河川法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 水防法の一部改正

- 1 都道府県知事等は、水防計画に河川管理者の協力に関する事項を定めることができること。
- 2 浸水想定区域内の地下街等、高齢者等利用施設及び大規模工場等について、洪水時に当該施設の所有者等が利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止する自主的な取組を促進するための措置を講ずること。

二 河川法の一部改正

- 1 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持し、修繕することとし、そのために必要な技術的基準を政令で定めること。
- 2 河川管理者は、都道府県等の水防計画に河川管理者の協力に関する事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力すること。
- 3 既に水利使用の許可を受けた河川の流水等を利用した従属発電について、水利使用手続の簡素化及び円滑化を図るため、河川管理者の許可に代えて、登録を受ければ足りること。
- 4 河川管理者は、河川管理者に協力して河川の工事等を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体を河川協力団体として指定することができることとし、当該団体が活動を行う上で必要な河川法の許可等の特例を設けること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 洪水時における水災防止体制を充実・強化するため、水防活動への理解と参加意識の向上のための啓発等により一層の水防団員の確保及び水防協力団体の拡充を図るとともに、水防管理団体と河川管理者及び水防協力団体との連携強化に向けた取組を推進すること。
- 二 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等において、事業者等の自主的な水防活動を促進するため、当該施設の利用者の避難確保又は施設への浸水防止のための計画作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置に係るガイドラインの作成や情報提供等を行うとともに、国としても事業者等の取組状況の把握に努めるほか、洪水予報等の情報を確実に伝達するよう必要な措置を講ずること。
- 三 社会資本の老朽化に対する意識が高まる中で、国民の安全・安心が保持されるよう、河川管理施設等の維持・修繕に係る技術的基準を早期に定め、国土交通大臣が管理する当該施設の維持・修繕を適切に実施するとともに、都道府県知事等が管理する施設については、長寿命化計画の策定等に必要な財政的支援及び技術的支援を講ずるなど十分な配慮を行うこと。また、許可工作物の維持・修繕が適切になされるよう、当該工作物の設置者を積極的に指導すること。
- 四 再生可能エネルギーとして期待される小水力発電の促進が図られるよう、従属発電に係る登録制の導入等について周知するとともに、小水力発電事業者と関係行政機関との情報共有を進める等により、小水力発電プロジェクトの形成支援に努めること。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）要旨

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成24年4月3日に入港禁止の期間を平成25年4月13日まで1年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、国会の承認を

求めるものである。

【環境委員会】

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地球温暖化の定義に海水の温度の追加的な上昇を加えることとすること、及び温室効果ガスの定義に三ふっ化窒素を加えることとすること。
- 二 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならないものとする。また、政府は、少なくとも3年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。
- 三 地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関することを地球温暖化対策推進本部の所掌事務とすること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 国の責務として、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるべきことを追加すること。
- 二 国が地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置等を講ずるに当たり、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、行うべき旨を追加すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 国際的に認められた知見を踏まえ、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇幅を2℃未満に抑えるには世界における温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要であることを認識し、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標を全ての国と共有するよう努めるとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的展望に立って積極的に地球温暖化対策を実施すること。
- 二 地球温暖化対策の推進に当たっては、以下の各点に配慮すること。

- 1 地球温暖化対策は、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制することその他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する行動が新たな生活様式の確立等を通じて積極的に行われることによって、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出量を削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならないこと。
 - 2 地球温暖化対策は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならないこと。
 - 3 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止に資する技術の開発その他の研究開発及びその成果の普及が重要であることに鑑み、これらの研究開発及びその成果の普及が図られるよう、行われなければならないこと。
 - 4 地球温暖化対策の推進に当たっては、地球温暖化の防止に資する産業の発展及びこれによる就業の機会の増大を図ること。
 - 5 地球温暖化対策の推進に当たっては、エネルギーに関する施策との連携を図ること。
 - 6 地球温暖化対策の推進に当たっては、経済活動及び国民生活に及ぼす効果及び影響について事業者及び国民の理解を得つつ、適切な財政運営に配慮すること。
- 三 東日本大震災の教訓を踏まえ、省エネルギー基準の強化、省エネルギー機器の普及など、あらゆる政策手段を活用し、省エネルギー対策を一層加速して進めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図ること。
- 四 地球温暖化対策に関する国際的動向及び最新の科学的知見に照らし、国内の地球温暖化対策に関する政府の方針及び地球温暖化対策計画を不断に見直すこと。
- 五 地球温暖化対策の推進を図るためには国民の理解及び協力を得ることが不可欠であることに鑑み、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な施策を講ずること。また、地球温暖化対策に関する政策形成に国民の意見を反映し、並びに政策形成過程の公正性及び透明性を確保するため、国民への情報の速やかな公開を徹底するとともに、

政策形成に係る議論への国民の参加の機会を十分に確保すること。

六 地球温暖化対策に関する基本原則、温室効果ガス排出量の削減に関する長期的な目標、その達成のための基本的施策等を規定する基本法制について早急に検討を行うこと。

七 温室効果ガス排出量の削減に関する中期的な目標については、再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネルギーの最大限の推進を図ることを前提に、我が国の社会経済情勢を踏まえつつ、2020年の野心的な目標を早急に設定すること。

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の施工者から特定工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は自主施工者に変更すること。

二 解体等工事の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果等について説明するものとする。

三 都道府県知事等は、解体等工事の発注者若しくは受注者若しくは自主施工者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等を検査させることができるものとする。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）要旨

本案は、フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 題名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めるものとする。

- 二 主務大臣は、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関して判断の基準となるべき事項を定め、公表するものとする。
- 三 主務大臣は、フロン類使用製品のうち政令で定める製品について、使用フロン類の環境影響度の低減に関して、その製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、公表するものとする。
- 四 主務大臣は、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の管理者が当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関して判断の基準となるべき事項を定め、公表するものとする。また、フロン類算定漏えい量（製品の使用等に際して排出されるフロン類の量）が相当程度多い第一種特定製品の管理者は、毎年度、フロン類算定漏えい量等を事業所管大臣に報告しなければならないものとし、事業所管大臣は、当該報告事項について環境大臣等に通知し、環境大臣等は、通知された事項を集計し、その結果を公表するものとする。
- 五 第一種特定製品についてフロン類の充填及び回収を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。また、登録を受けた第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填又は回収を行ったときは、整備を発注した第一種特定製品の管理者にフロン類の充填又は回収を証する書面を交付しなければならないものとする。
- 六 第一種特定製品のフロン類の再生を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならないものとする。また、許可を受けた第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、第一種フロン類充填回収業者にフロン類の再生を行ったことを証する書面を交付しなければならないものとする。
- 七 フロン類破壊業者は、第一種特定製品に係るフロン類を破壊したときは、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を破壊したことを証する書面を交付しなければならないものとする。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

政府が新法の規定についての検討を加えるに当たって勘案すべき事項として、新法の施行の状況に加え、新法第98条のフロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び特定製品に使用されるフ

ロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等を追加すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 フロン類の排出抑制の推進に当たっては、代替フロン等 3 ガスの排出を長期的にはほぼ廃絶することが望ましいとの展望に立ち、フロン類を使用しない技術への転換等による発生抑制、フロン類の回収が見込めない製品等のノンフロン化の促進等の措置及びフロン類使用製品を使用する場合の漏えい防止・回収破壊の徹底等を基本とした上で本法の適切な施行に取り組むこと。
- 二 代替フロン等 3 ガスの長期的な廃絶に向け、代替、削減、回収及び破壊についての段階的削減に向けた対策を講ずること。
- 三 ダストブロワー等すでに代替物質がありフロン類を使用する必要がない用途については、本法の施行を通じてフロン類の使用を期限を定めて規制していくこと。
- 四 冷媒転換については、機器メーカーがノンフロン技術を製品化していくよう政策支援を行うこと。なお、その際、機器の安全性、経済性、省エネ性能等にも留意すること。
- 五 フロン類の回収状況をより正確に把握するため、フロン類の種類別、用途別の生産量、出荷量等の必要となる情報、その算定方法などについて検討を加え、必要に応じその見直しを行うこと。
- 六 フロン類の生産抑制、排出抑制に向け、関係者の回収インセンティブの向上への効果、負担の公平性及び必要とされる行政コスト等を総合的に勘案しつつ、経済的手法の在り方について検討を進めること。
- 七 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収が確実に行われるよう、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者、設備工事業者、建物解体業者、フロン類回収業者、整備事業者等の各主体に対し、関係各省及び地方自治体との連携のもと、法制度の理解の浸透・周知徹底を図り、適切な指導、助言等を行うとともに、業務用冷凍空調機器の製造事業者等の関係者による産業界の自主的な取組の促進を支援すること。
- 八 フロン類の確実な排出削減のため、冷凍空調機器、断熱材、ダストブロワー等のあらゆる分野においてノンフロン化のための技術開発及び普及並びに新冷媒に対応した人材の育成・啓発を積極的に支援するとともに、ノンフロン製品の購入を促進すること。

○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第62号）要旨

本案は、放射性物質による環境の汚染を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 大気汚染防止法の一部改正

放射性物質による大気の汚染及びその防止については適用しないこととする規定を削除するとともに、環境大臣は、放射性物質による大気の汚染の状況を常時監視し、その状況を公表するものとする。

二 水質汚濁防止法の一部改正

放射性物質による水質の汚濁及びその防止については適用しないこととする規定を削除するとともに、環境大臣は、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、その状況を公表するものとする。

三 南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正

放射性物質による南極地域の大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染並びにそれらの防止のための措置については適用しないこととする規定を削除すること。

四 環境影響評価法の一部改正

放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染については適用しないこととする規定を削除すること。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）（参議院送付）要旨

本案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ること」が、「良好な自然環境の保全」のみならず「生物の多様性の確保」にもつながることを明確化するものとする。

二 国は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実に努めるものとする。

- 三 希少野生動植物種の個体等は、環境大臣の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等である場合等を除き、販売又は頒布をする目的でその広告をしてはならないものとする。
- 四 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る個体等の区分に変更を生じたときは、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けることができるものとするとともに、その登録票に係る個体等の主な特徴に変更を生じたときは、当該登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けることができるものとする。
- 五 認定保護増殖事業等として実施する個体等の譲渡し等については、環境大臣の許可を要しないものとする。
- 六 国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないものとする。
- 七 希少野生動植物種の個体等の捕獲等、譲渡し等又は輸出入の違反行為に係る罰則を、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することに引き上げること。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 九 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度並びに国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 種の保存に関する科学的知見の充実を図り、それに基づいて、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」（以下「保全戦略」という。）を始め、総合的な施策を策定・実施すること。
- 二 「保全戦略」は海洋生物を含めて策定すること。また、「保全戦略」は、

- 種の指定の考え方や進め方を示す、大胆かつ機動性の高いものとする。
- 三 「保全戦略」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること。
- 四 改正法施行後3年の見直しに向けて、以下の取組を行うこと。
- 1 「保全戦略」を法定計画とし、閣議決定することを検討すること。
 - 2 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。
 - 3 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること。
 - 4 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度において、個体等識別情報をマイクロチップ、脚環、ICタグ等によって全ての個体等上へ表示するとともに、登録票上へもICタグ等により表示することによって、登録票の付け替え、流用を防止する措置、並びに登録拒否、登録の有効期間の設定及び登録抹消手続の法定を検討すること。
- 五 希少野生動植物種等の指定は、科学的知見を最大に尊重して実施することとし、当面、2020年までに300種を新規指定することを目指し、候補種の選定について検討を行うこと。そのため、中央環境審議会自然環境部会の野生生物小委員会において、種の指定の考え方や候補種の選定等について議論を行い、その結果を尊重すること。また、同小委員会の委員については、国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。
- 六 生物多様性基本法第8条「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。
- 七 生物多様性基本法第24条、改正法第53条第2項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。
- 八 改正法附則第7条に基づき、改正法施行後、速やかに、今回の改正内容のみならず、種の保存法全体について見直しを開始し、改正法施行3年後に速やかに必要な措置を講ずること。
- 九 中央環境審議会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、前項

の種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。

十 海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価を適切に行うこと。また、候補種選定の際、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に選定の対象とすること。

十一 近年、地球温暖化に伴う急激な気候の変化によって、ホッキョクグマ、サンゴなどの種や生態系への影響が世界的に顕著になり始めていることに鑑み、我が国政府は、カンクン合意を踏まえつつ、低炭素社会に向けての新たな世界的な枠組みの構築のため、2020年からの実施を目指し法的文書の合意を2015年までに得ることについて、リーダーシップを発揮すること。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付）要旨

本案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 外来生物の定義に、外来生物が交雑することにより生じた生物を含めるものとする。

二 特定外来生物に係る特定飼養等施設の外での特定外来生物の放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）の禁止の例外として、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けて放出等をする場合及び防除に係る放出等をする場合を定めるものとする。

三 主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等、放出等の禁止の規定又は放出等の許可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を追加するものとする。

四 主務大臣等が、防除のために、その職員に所有者等不明の土地への立入り等をさせる場合の手續を規定するものとする。

五 特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）の検査及び特定外来生物が付着し、又は混入している輸入品等の消毒又は廃棄の命令を規定するものとする。

六 偽りその他不正の手段により特定外来生物の放出等の許可を受けた者等は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するも

のとする事。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物について、科学的知見を踏まえて積極的に特定外来生物に指定するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して根絶に向け防除を進めること。
- 二 特定外来生物と在来生物との交雑種については、交雑が進むことにより在来生物の遺伝的かく乱等の生態系への被害が生じることに鑑み、本法の施行後、対象となる種の指定を速やかに行うとともに、防除に係る措置に早期に着手すること。
- 三 特定外来生物の放出等の許可に当たっては、当該放出等による在来生物、農林水産業等への影響が抑えられるよう、関係者の意見を聴取するなど必要な対策について万全を期すよう努めること。
- 四 本法実施に係る人員の確保及び予算の充実に努めるとともに、輸入時の外来生物の侵入防止のため、関係府省間の連携強化を図ること。また、輸入品等に混入・付着して非意図的に導入される特定外来生物に関して、導入経路及び生育状況の調査並びに監視について、一層の強化に努めること。
- 五 現行法が対象としない国内由来の外来種への対応については、地方公共団体等が重要な役割を担っていることから、科学的知見及び防除マニュアル等の情報提供に努めるとともに、財政支援等必要な措置を講ずること。
- 六 東日本大震災では下北半島から房総半島に至る広大な範囲で、大規模地震とこれに伴う巨大津波による塩害や砂浜消滅などの生息域破壊により、被災地域の生物や生態系が甚大な被害を受けるとともに、被害を被り弱体化・減少した在来固有種の生息地に侵略的外来種等が侵襲しつつあることに鑑み、被災地の生物や生態系の被害影響調査を実施し、生態系回復・保全に対する取組を強化するとともに、侵略的外来種等に対して適切な防除等の措置を講ずること。

【予算委員会】

○平成24年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、歳出面において、平成25年1月11日に閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策の実施等のために必要な経費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、最近の経済情勢等に鑑み、日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成24年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

当初	90,333,932 百万円
補正	10,202,717 百万円
計	100,536,649 百万円

歳出

当初	90,333,932 百万円
補正	10,202,717 百万円
計	100,536,649 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入	261,000 百万円
2 政府資産整理収入	45,360 百万円
3 雑収入	104,185 百万円
4 公債金	7,805,166 百万円
(1) 公債金	5,520,000 百万円
(2) 特例公債金	△ 299,000 百万円
(3) 年金特例公債金	2,584,166 百万円
5 前年度剰余金受入	1,987,006 百万円
(1) 前年度剰余金受入	870,554 百万円
(2) 東日本大震災復興前年度剰余金受入	1,116,452 百万円
計	10,202,717 百万円

歳出

1	事前防災・減災等		2,200,513	百万円
2	成長による富の創出		2,692,393	百万円
3	暮らしの安心・地域活性化		3,101,687	百万円
4	その他の経費		239,718	百万円
5	既定経費の減額	△	1,732,212	百万円
6	東日本大震災復興特別会計へ繰入		1,449,252	百万円
7	給与改定臨時特例法等に基づく給与削減相当額			
		△	332,801	百万円
8	基礎年金国庫負担等の差額		2,584,166	百万円
	計		10,202,717	百万円

○平成24年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、財政投融资特別会計、自動車安全特別会計、東日本大震災復興特別会計等12特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、国有林野事業特別会計、社会資本整備事業特別会計及び東日本大震災復興特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加及び修正減少を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定		
当初	54,482,883	53,694,683
補正	412,024	412,024
計	54,894,906	54,106,706
(2) 交通安全対策特別交付金勘定		
当初	77,447	72,138
補正	—	—
計	77,447	72,138

2 財政投融资特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 投資勘定		
当初	574,586	574,586
補正	362,031	362,031
計	936,617	936,617
(2) その他の勘定		
当初	35,412,251	34,823,871
補正	—	—
計	35,412,251	34,823,871

3 国有林野事業特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	462,953	462,953
補正	48,150	48,150
計	511,103	511,103

4 社会資本整備事業特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 治水勘定		
当初	816,767	816,767
補正	360,228	360,228
計	1,176,996	1,176,996
(2) 道路整備勘定		
当初	2,011,635	2,011,635
補正	544,661	544,661
計	2,556,296	2,556,296
(3) 港湾勘定		
当初	251,217	251,217
補正	74,571	74,571
計	325,788	325,788
(4) 空港整備勘定		
当初	320,191	320,191
補正	26,069	26,069
計	346,260	346,260

(5) 業務勘定

当初		251,045		251,045
補正	△	8,011	△	8,011
計		243,035		243,035

5 自動車安全特別会計

歳入（百万円） 歳出（百万円）

(1) 自動車検査登録勘定

当初		39,711		32,857
補正	△	16		986
計		39,695		33,843

(2) その他の勘定

当初		76,711		21,589
補正		—		—
計		76,711		21,589

6 東日本大震災復興特別会計

歳入（百万円） 歳出（百万円）

当初		3,775,376		3,775,376
補正		1,195,282		1,195,282
計		4,970,658		4,970,658

以上のほかに、国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁業再保険及び漁業共済保険特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、国有林野事業特別会計及び社会資本整備事業特別会計であり、修正減少を行うのは、東日本大震災復興特別会計である。

○平成24年度政府関係機関補正予算（機第1号）

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

借入金の限度額を2,255,000百万円から2,445,000百万円に改めることとする。

2 中小企業者向け業務

借入金の限度額を1,730,000百万円から1,940,000百万円に改めることとする。

○平成25年度一般会計予算

本予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15か月」予算として、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図るため編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して2.9%増の70兆3,700億円であり、また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を1兆3,930億円下回る42兆8,510億円で、公債依存度は46.3%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入	43,096,000 百万円
研究開発税制の拡充、生産等設備投資促進税制・所得拡大促進税制の創設、延滞税等の見直しなど、所要の措置を講ずることとしている。	
2 官業益金及官業収入	44,846 百万円
3 政府資産整理収入	190,319 百万円
4 雑収入	3,598,086 百万円
5 公債金	42,851,000 百万円
(1) 公債金	5,775,000 百万円
(2) 特例公債金	37,076,000 百万円
6 年金特例公債金	2,611,042 百万円
7 前年度剰余金受入	220,247 百万円
計	92,611,539 百万円

歳出

1 社会保障関係費	29,122,417 百万円
(1) 年金医療介護保険給付費	21,847,488 百万円
(2) 生活保護費	2,861,438 百万円
(3) 社会福祉費	3,860,985 百万円

- (4) 保健衛生対策費 353,897 百万円
- (5) 雇用労災対策費 198,610 百万円

高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保する。また、暮らしの安心を確保するため、生活保護の適正化と同時に生活困窮者の自立・就労支援及び生活保護世帯の子どもに対する学習支援等を推進することとしている。加えて、待機児童解消のための保育所の定員増加等子育て支援の充実や難病・がん対策の充実・強化に取り組むとともに、成長による富の創出の実現のため、医療関連分野におけるイノベーションの一体的推進に取り組むこととしている。年金については、年金特例公債の発行によって年金差額分を確保することにより、基礎年金の2分の1を国庫で負担することとしている。これらの結果、前年度当初予算額に対して2兆7,323億円増となっている。

- 2 文教及び科学振興費 5,368,749 百万円
 - (1) 義務教育費国庫負担金 1,487,872 百万円
 - (2) 科学技術振興費 1,300,749 百万円
 - (3) 文教施設費 129,257 百万円
 - (4) 教育振興助成費 2,330,092 百万円
 - (5) 育英事業費 120,779 百万円

基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、科学技術イノベーションの推進の基盤を成す基礎研究や、最先端の研究開発に対する支援等に重点化を図ることとしている。

- 3 国債費 22,241,492 百万円
- 4 恩給関係費 504,462 百万円
 - (1) 文官等恩給費 16,060 百万円
 - (2) 旧軍人遺族等恩給費 463,460 百万円
 - (3) 恩給支給事務費 1,487 百万円
 - (4) 遺族及び留守家族等援護費 23,456 百万円
- 5 地方交付税交付金 16,267,153 百万円

所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額11兆2,304億円から、平成19年度、20年度及び24年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）に基づき平成25年度分の交付税の総額から減額することとされている額3,808億円

を控除し、特例加算額等 5 兆4,176億円を加えた額を計上している。

6 地方特例交付金 125,522 百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7 防衛関係費 4,753,778 百万円

「平成25年度の防衛力整備等について」（平成25年1月25日閣議決定）等を踏まえ、各種事態への実効的な対応及び即応性の向上等を図る一方、効果的・効率的な防衛力整備のため、ライフサイクルコストの抑制、調達プロセスの透明化及び契約制度の適正化等を行うこととしている。

8 公共事業関係費 5,285,274 百万円

- (1) 治山治水対策事業費 684,521 百万円
- (2) 道路整備事業費 1,032,297 百万円
- (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 348,106 百万円
- (4) 住宅都市環境整備事業費 420,172 百万円
- (5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費 124,921 百万円
- (6) 農林水産基盤整備事業費 566,208 百万円
- (7) 社会資本総合整備事業費 1,959,367 百万円
- (8) 推進費等 76,633 百万円
- (9) 災害復旧等事業費 73,049 百万円

東日本大震災からの復興加速を図るため、復興のための施策を着実に推進するほか、引き続き、投資の重点化・効率化を図りつつ、国民の命と暮らしを守る老朽化対策や防災・減災対策などの課題に対応するため、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしている。

また、地域自主戦略交付金を平成25年度に廃止し、各省庁の交付金等に移行することとしており、公共事業関係費への移行額は6,395億円となっている。

9 経済協力費 514,979 百万円

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、コスト削減の徹底や予算の縮減・重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10 中小企業対策費 181,112 百万円

小規模事業者に係る支援を拡充しつつ、資金調達の円滑化に必要な経費、研究開発支援を含む経営革新・創業促進等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11 エネルギー対策費	849,604 百万円
<p>新エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策等に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むなど、中長期的な観点に立った総合的なエネルギー政策を着実に推進することとしている。</p>	
12 食料安定供給関係費	1,053,923 百万円
<p>我が国の農林水産業の高付加価値化等を図り、競争力のある「攻めの農林水産業」を展開する観点から、輸出拡大対策、競争力強化対策、バイオマス等を活用した再生可能エネルギーの導入促進、農林水産業の基盤整備及び新規就業者の確保対策等を推進することとしている。</p>	
13 その他の事項経費	5,993,075 百万円
14 予備費	350,000 百万円
計	92,611,539 百万円

○平成25年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等18特別会計（平成25年度においては、国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業債務管理特別会計を新設することとしている。）に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、386兆6,299億8,900万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、185兆3,884億2,200万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計		
	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	53,951,807	53,515,114

(2) 交通安全対策特別交付金勘定

76,535

71,265

交付税及び譲与税配付金勘定において、歳入では、一般会計から16兆2,671億5,300万円を受け入れるほか、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として6,500億円を特例として受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として6,053億200万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から33兆3,172億9,500万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として17兆4,478億5,500万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税6,053億200万円）、国債整理基金特別会計への繰入として33兆5,918億9,500万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳入（百万円）

歳出（百万円）

216,441,306

196,441,306

一般会計から22兆2,414億9,200万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から60兆6,335億4,000万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として財政投融资特別会計等から7,628億5,400万円、租税1,533億円、公債金116兆5,115億8,600万円、復興借換公債金3兆6,689億9,400万円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社の株式の売払収入1,202億8,000万円、日本郵政株式会社の配当金収入238億4,000万円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社の配当金収入55億8,600万円、運用収入1,451億1,100万円、東日本大震災復興運用収入296億1,500万円、雑収入1,434億2,300万円、東日本大震災復興雑収入16億8,500万円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第47条の規定により平成24年度において発行の公債に係る公債金収入12兆円をそれぞれ受け入れることとしている。

3 外国為替資金特別会計

歳入（百万円）

歳出（百万円）

2,206,228

1,576,765

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするのできる限度額を、平成24年度の実績見込等を勘案して195兆円としている。

また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により、平成24年度において生ずる決算上の剰余のうち1兆9,285億9,400万円を平成25年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	30,660,225	30,264,240
(2) 投資勘定	914,001	914,001
(3) 特定国有財産整備勘定	56,946	43,262

財政融資資金勘定において、本勘定の負担において発行する公債の限度額を11兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）の規定により、積立金の全額6,967億円を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

5 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	2,316,023	2,316,023
(2) 電源開発促進勘定	322,150	322,150
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
	4,927,035	4,927,035

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年法律第94号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6 年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	22,154,969	22,154,969
(2) 国民年金勘定	4,984,213	4,984,213
(3) 厚生年金勘定	39,562,493	39,562,493
(4) 福祉年金勘定	8,138	8,138
(5) 健康勘定	9,731,679	9,731,679
(6) 子どものための金銭の給付勘定		
	1,501,640	1,501,640
(7) 業務勘定	393,858	393,858

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、2兆1,119億1,900万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、8兆3,061億700万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、119億4,300万円を受け入れることとしている。

子どものための金銭の給付勘定において、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童一人につき月額1万5,000円を、3歳以上小学校修了までの児童（第1子・第2子）一人につき月額1万円を、3歳以上小学校修了までの児童（第3子以降）一人につき月額1万5,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額1万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。また、放課後子どもプランの着実な推進を図り、仕事と家庭の両立支援を充実するなど、児童育成事業の推進を図ることとしている。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、1兆2,582億500万円を受け入れることとしている。

7 社会資本整備事業特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 治水勘定	805,469	805,469
(2) 道路整備勘定	1,934,625	1,934,625
(3) 港湾勘定	243,488	243,488
(4) 空港整備勘定	329,819	329,819
(5) 業務勘定	237,536	237,536

道路整備勘定において、歳入では、一般会計からの受入れ金額及び東日本大震災復興特別会計からの受入れ金額のほか、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。歳出では、計画的・戦略的な維持管理を通じた道路インフラの長寿命化・安全確保を早急に推進するため、予防保全対策や老朽化対策を重点的に実施しつつ、代替性の確保のための道路ネットワークの整備、我が国の国際競争力や地域経済・産業の強化を図るための物流ネットワークなど基盤ネットワークの整備等を推進するとともに、

無電柱化や歩行空間のバリアフリー化等の道路環境整備を実施することとしている。このほか、「東日本大震災復興基本法」（平成23年法律第76号）に基づく東日本大震災からの復興の基本方針における取組の一環として、三陸沿岸道路の整備等を実施することとしている。

8 東日本大震災復興特別会計

歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
4,383,961	4,383,961

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度に設けられたものである。歳入では、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第227条の規定による一般会計からの受入額1兆2,461億9,300万円、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）第69条第4項の規定により発行する公債に係る公債金収入1兆9,026億円を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業債務管理、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○平成25年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
19,951	16,782

新たな沖縄振興策の2年目にあたり、「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた金融面からの支援に加え、セーフティネット機能の発揮に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の成長力強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として1,420億円を予定しているほか、沖縄における地場産業振興等のための出資8億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
(1) 国民一般向け業務	187,047	111,295

(2) 農林水産業者向け業務	64, 174	59, 097
(3) 中小企業者向け業務	150, 137	81, 579
(4) 信用保険等業務	337, 174	1, 228, 180
(5) 危機対応円滑化業務	101, 825	251, 216
(6) 特定事業等促進円滑化業務	2, 695	2, 695

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で22兆4,000億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金597億円を予定している。

危機対応円滑化業務においては、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともに円高等に伴う経済環境変化への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として2兆320億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ1兆6,320億円及び社債の発行による収入4,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金300万円を予定している。さらに、利子補給事業における利子補給金の原資及び損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から6,800万円及び東日本大震災復興特別会計から235億円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等13億7,300万円を交付することとしている。

3 株式会社国際協力銀行

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
667, 156	658, 238

資源・エネルギーの安定供給確保・開発促進への取組並びに我が国企業の海外投資及びインフラ需要の旺盛なアジアを中心とする地域への海外展開の支援に重点を置き、2兆3,110億円の事業を行うこととしている。これらの原資として、外国為替資金からの借入金1兆2,231億円、財政融資資金からの借入金6,000億円、社債の発行による収入6,800億円、借入金償還等△1,921億円を予定している。

4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
180, 067	100, 800

開発途上地域の政府等に対して、9,150億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金506億円、財政融資資金からの借入金3,844億円、国際協力機構債券の発行による収入800億円及び貸付回収金等4,000億円を予定している。

○平成25年度一般会計暫定予算

本暫定予算は、平成25年4月1日から5月20日までの期間について編成されたものであり、その概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入総額2兆4,192億4,100万円、歳出総額13兆1,808億3,500万円であって、10兆7,615億9,400万円の歳出超過となっている。

なお、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することとしている。

歳入

1	租税及印紙収入	745,000 百万円
2	雑収入等	123,800 百万円
3	公債金	1,550,000 百万円
4	前年度剰余金受入	441 百万円

歳出

1	社会保障関係費	5,432,277 百万円
(1)	年金医療介護保険給付費	4,078,789 百万円
(2)	生活保護費	480,944 百万円
(3)	社会福祉費	817,786 百万円
(4)	保健衛生対策費	31,425 百万円
(5)	雇用労災対策費	23,334 百万円
2	文教及び科学振興費	470,283 百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	194,914 百万円
(2)	科学技術振興費	61,119 百万円
(3)	教育振興助成費	211,542 百万円
(4)	育英事業費	2,709 百万円
3	国債費	163,392 百万円
4	恩給関係費	132,378 百万円
(1)	文官等恩給費	4,914 百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	121,651 百万円

(3) 恩給支給事務費	190 百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	5,623 百万円
5 地方交付税交付金	3,605,087 百万円
6 地方特例交付金	62,761 百万円
7 防衛関係費	611,982 百万円
8 公共事業関係費	1,542,703 百万円
(1) 治山治水対策事業費	205,262 百万円
(2) 道路整備事業費	296,480 百万円
(3) 港湾空港鉄道等整備事業費	84,902 百万円
(4) 住宅都市環境整備事業費	139,237 百万円
(5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費	35,262 百万円
(6) 農林水産基盤整備事業費	162,513 百万円
(7) 社会資本総合整備事業費	587,810 百万円
(8) 推進費等	15,066 百万円
(9) 災害復旧等事業費	16,171 百万円
9 経済協力費	29,551 百万円
10 中小企業対策費	2,684 百万円
11 エネルギー対策費	24,560 百万円
12 食料安定供給関係費	21,187 百万円
13 その他の事項経費	1,032,990 百万円
14 予備費	49,000 百万円

○平成25年度特別会計暫定予算

本暫定予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等17特別会計に関するもので、一般会計に準じて、平成25年4月1日から5月20日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

会 計 名	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計		
交付税及び譲与税配付金勘定	4,147,575	21,535,175
交通安全対策特別交付金勘定	10,348	31
国債整理基金特別会計	53,797,000	53,797,000

財政投融资特別会計		
財政融資資金勘定	1,194,072	1,146,816
投資勘定	13	13
特定国有財産整備勘定	15,499	15,499
エネルギー対策特別会計		
エネルギー需給勘定	42,204	961,404
電源開発促進勘定	17,213	17,213
原子力損害賠償支援勘定	901,816	1,201,816
年金特別会計		
基礎年金勘定	3,701,164	3,700,577
国民年金勘定	1,098,738	861,098
厚生年金勘定	6,717,070	6,717,070
福祉年金勘定	1,516	1,511
健康勘定	1,325,579	2,804,807
子どものための金銭の給付勘定	477,277	477,277
業務勘定	48,641	48,641
社会資本整備事業特別会計		
治水勘定	202,923	202,923
道路整備勘定	475,975	475,975
港湾勘定	56,759	56,759
空港整備勘定	37,814	37,814
業務勘定	28,853	28,853
東日本大震災復興特別会計	500,164	500,164

以上のほか、地震再保険、外国為替資金、労働保険、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許及び自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○平成25年度政府関係機関暫定予算

本暫定予算は、沖縄振興開発金融公庫等4政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、平成25年4月1日から5月20日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

機 関 名	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
沖縄振興開発金融公庫	2,062	1,866
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	23,605	15,127
農林水産業者向け業務	2,696	2,915
中小企業者向け業務	18,353	7,979
信用保険等業務	28,094	167,989
危機対応円滑化業務	950	38,532
特定事業等促進円滑化業務	171	171
株式会社国際協力銀行	31,461	27,166
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		
	20,242	11,752

【災害対策特別委員会】

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）要旨

本案は、東日本大震災からの教訓を生かし、今後の災害対策の充実・強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 災害対策基本法の一部改正

- 1 災害の定義として、異常な自然現象の例示に、崖崩れ、土石流及び地滑りを追加すること。
- 2 災害対策は、我が国の自然的特性に鑑み、社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、被害の最小化及び迅速な回復を図ること等を基本理念として行われるものとする。
- 3 災害緊急事態の布告があったときは、政府は対処基本方針を定め、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するとともに、内閣総理大臣は、国民に対し、物資をみだりに購入しないこと等の必要な協力を求めることができるものとする。
- 4 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が地方公共団体の災害応急対策を応援し、応急措置及び広域一時滞在に係る協議を代行しなければならないものとする。
- 5 市町村長は、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定するとともに、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設等を指定避難所として指定しなければならないものとする。また、当該市町村に居住する高齢者、障害者及び乳幼児等の避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成しておかなければならないものとする。
- 6 市町村長から避難指示等に関する助言を求められた指定行政機関の長等は、必要な助言をするものとする。
- 7 市町村長は、被災者に遅滞なく罹災証明書を交付しなければならないものとする。

二 災害救助法の一部改正

他の都道府県から救助の応援を受けた被災都道府県は、国に対して応援費用の立替弁済を要請でき、国は、立替弁済又は被災都道府県への国庫負担金を応援都道府県へ支払うことができるものとする。

三 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正

特定非常災害の被災者である相続人が相続の承認又は放棄をすべき期間の末日が災害発生日以後政令で定める日の前日までに到来する場合は、その期間を当該政令で定める日まで伸長するものとする。

四 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正

災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管するものとする。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、東日本大震災の教訓を生かし、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 今回新設された減災等の基本理念については、国民に広くその意味を周知するとともに、共有化を図ること。
- 一 災害発生時の初動対応においては、人の生命及び身体の保護を最優先として、人的資源及び資機材を集中的に投入すること。
- 一 大規模災害発生時の政府の対応については、必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう、平素より、関係府省・部局の適切な業務分担及び密接な連携の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の既存の組織の法制化、更には救難・救援その他災害対応に係る活動を一元的に指揮及び調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。
- 一 災害発生時においては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等により住民等から寄せられた情報を関係する組織で広く共有するとともに、これらの情報を救難・救援活動に活用することも検討すること。
- 一 地域コミュニティが提案できることとされる「地区防災計画」については、地域の災害危険を自治体と共通認識とし、現実的な防災対策を共同して進めることができるようにすること。
- 一 災害緊急事態において、生活物資をみだりに購入しないよう国民へ協力を求めることについては、平素より、その目的及び趣旨を国民に周知するなど、国民が理解に基づき、冷静に対処できる環境を整備しておくこと。
- 一 避難所の設置及び運営については、自治体が、子ども、女性、難病・障がい者及び高齢者等に必要な生活環境を整備できるよう、国として適切な支援を行うこと。

- 一 市町村長が避難行動要支援者名簿の情報を消防機関等の関係者に提供する際に、遺漏や個人情報取扱いの問題が生じることのないよう、国としてもガイドラインの見直し等の支援を行うこと。また、避難支援等関係者の確保についても、必要な支援を行うこと。
- 一 市民のボランティア参加やNPOによる活動の更なる促進に努めるとともに、災害発生時にこれらの活動の受入れ・調整等を円滑に行うための体制を自治体が整備できるよう、国として支援をすること。
- 一 今後の大規模かつ広域な災害に的確に対応するため、専門課程を含めた大学等における防災教育の充実、防災に関する専門知識を有する人材の長期的な育成の促進、国及び自治体における防災の専門家の適切な配置等により、防災体制の強化を図ること。
- 一 災害多発時代に備え、地域防災を担っている自治体職員や市町村消防の体制の強化を図ること。
- 一 国による復興基本方針の策定及び被災都道府県による復興方針の作成並びに被災市町村等による復興計画の作成においては、被災住民の意見が十分に反映される仕組みを整えておくこと。
- 一 復興対策本部については、同本部が司令塔機能を十分に発揮するとともに、省庁の縦割りを排した一元的な復興施策を効率的に実施できるよう、東日本大震災での取組を検証し、その在り方について検討すること。
- 一 大規模災害からの復興に係る経費については、被害の状況及び被災自治体の財政等に留意し、迅速な復旧及び復興を推進する観点から、自治体の負担を可能な限り軽減する財政措置を講じるとともに、速やかに必要な予算編成を行うこと。
- 一 今回積み残された課題については更に検討を重ね、必要なものについては法改正を図ること。

○大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出第57号）要旨

本案は、大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に

地域住民の意向を尊重しつつ協同して、災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念として行うものとする。

二 復興対策本部及び復興基本方針

- 1 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合に、内閣総理大臣は、復興対策本部を設置することができるものとし、本部は、復興基本方針案の作成及び復興施策の総合調整に関すること等をつかさどるものとする。
- 2 政府は、復興の意義、目標及び施策の基本的な方針等を定める復興基本方針を定めるものとする。

三 復興のための特別の措置

- 1 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等をその区域とする特定被災市町村は、単独で又は当該市町村を包括する特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成できるものとし、復興協議会の手続等を経て公表された復興計画に記載の事項について、特別の措置があるものとする。
- 2 特定大規模災害を受けた区域については、都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができるものとする。国は、特定大規模災害等の被災都道府県知事からの要請等があり、都道府県は、特定大規模災害等の被災市町村長からの要請があり、かつ、必要と認めるときは、代わって自ら都市計画の決定、変更に必要な措置をとることができるものとする。
- 3 国は被災都道府県又は被災市町村の長等から、被災市町村を包括する都道府県は当該被災市町村の長から要請があり、かつ、必要と認めるときは、災害復旧事業等に係る工事を施行できるものとする。

四 雑則

- 1 復興計画作成等のため必要なとき、地方公共団体の長等は、関係行政機関又は関係地方行政機関の長に職員の派遣を、内閣総理大臣又は都道府県知事に派遣のあつせんを求めることができるものとする。
- 2 国は、別に法律で定めるところにより、特定大規模災害からの復興のため財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

(附帯決議)

145頁参照

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第14号) 要旨

本案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- 二 最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。
- 四 その他所要の規定を整備すること。

○衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第51号) 要旨

本案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に関する事項
衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区について、平成22年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、17都県において42選挙区の改定等を行うものとする。
- 二 公職選挙法の改正規定の施行期日等に関する事項
 - 1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律(以下「緊急是正法」という。)のうち公職選挙法の改正規定は、この法律の公布の日から起算して1月を経過した日(以下「一部施行日」という。)から施行するものとする。
 - 2 緊急是正法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙につ

いては一部施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

- 3 緊急是正法による改正後の公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成25年3月28日（以下「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとする。

三 その他

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を図るものとする。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、衆法第3号） 要旨

本案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 インターネット等（ウェブサイト等、電子メール）選挙運動の解禁等

- 1 ウェブサイト等、電子メールを利用した選挙運動を解禁するものとする。ただし、電子メールについては、送信主体を候補者・政党等に限定すること。
- 2 選挙運動用電子メールの送信先を限定すること。
 - (1) 選挙運動用電子メールは、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、①選挙運動用電子メールの送信の同意・求めをした者、②政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったものに対してのみ、送信できるものとする。
 - (2) 選挙運動用電子メール送信を拒否した者に対しては、送信できないものとする。
- 3 選挙運動のための有料インターネット広告は禁止するものとする。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット広告をすることができるものと

すること。

二 誹謗中傷、なりすまし対策

- 1 ウェブサイト等により選挙運動用又は落選運動用の文書図画を頒布する者に対し、電子メールアドレス等の表示を義務付けるものとする。
- 2 選挙運動用又は落選運動用の電子メールの送信者に対し、氏名及び電子メールアドレス等の表示を義務付けるものとする。
- 3 氏名等の虚偽表示罪の対象に、インターネット等を利用する方法による通信を加えるものとする。
- 4 プロバイダ等が虚偽記載等を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責の要件（情報発信者に対する削除照会に係る申出期限）を、「7日」から「2日」に短縮する等の特例を設けるものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日以後初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用すること。
- 2 候補者・政党等以外の者が行う電子メールを利用する方法による選挙運動その他のインターネット等を利用する方法による選挙運動の在り方については、次回の国政選挙後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて、次々回の国政選挙までに必要な措置が講ぜられるものとする。

（修正要旨）

- 一 衆議院比例代表選出議員の選挙において、衆議院名簿登載者（重複立候補者を除く。）が、電子メールを利用する方法により選挙運動のために行う文書図画の頒布は、当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届出政党等が行う文書図画の頒布とみなすものとする。
- 二 検討条項を次のように改めること。
 - 1 公職の候補者及び政党その他の政治団体以外の者が行う電子メールを利用する方法による選挙運動については、次回の国政選挙後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙における解禁について適切な措置が講ぜられるものとする。
 - 2 この法律による改正後の公職選挙法第142条の6第4項に定める有料広告の特例については、公職の候補者にもこれを認めることについて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(附帯決議)

本案は、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするもので、これにより、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図ろうとするものである。

一 本委員会は、本法の施行状況を踏まえ、セキュリティ対策等新たな問題等が明らかになった場合には、その都度検証し、法改正を含めて適宜適切な措置を講ずるものとする。

二 政府は、プロバイダ等が、選挙運動用又は落選運動用の文書図画につき、自己の名誉を侵害されたとする候補者からの申出を受けて削除する場合は、選挙の重要性に鑑み、迅速かつ適切に行われるよう必要な要請や支援を行うこと。

三 民主主義の根幹である選挙の意義に鑑み、悪質な誹謗中傷、なりすましに対しては、警察において、迅速かつ適切な対応を行うべく最大限の努力を傾けること。

四 本委員会は、選挙運動の規制の在り方、選挙の公正を確保するための必要な措置について、検討を行うとともに、インターネット等を利用する方法による選挙運動は、事実上制限がなく自由になることから、ファクシミリ装置を選挙運動に用いることができない等の現行公職選挙法における選挙運動用文書図画の頒布・掲示規制その他の選挙運動規制の在り方について、検討を加え、適切な措置を講ずるものとする。

五 ウェブサイト等を利用した選挙運動については、一般有権者も解禁の対象としているが、種々の規制も設けられており、また、事前運動や未成年者の選挙運動は現行法上も禁止されており、これらの点について、政府は、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うとともに、有権者の適切な判断に資するよう、選挙管理委員会のホームページ等による国民への啓発の充実に努めること。

六 インターネットを利用する投票方法を導入するとした場合に必要となる技術上及び制度上の措置並びに生じうるであろう問題については、諸外国の状況も勘案し、あらゆる角度から検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

○成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外10名提出、衆法第16号）要旨

本案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 公職選挙法の一部改正

1 成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権の欠格条項の削除

成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除すること。

2 代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務

(一) 代理投票の要件に係る条文上の表現を、「身体の故障又は文盲により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない」から「心身の故障その他の事由により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない」に改めること。

(二) 代理投票における補助者は、投票管理者が「投票所の事務に従事する者のうちから」定めるものとする。

(三) 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとする。

二 電磁的記録式投票法の一部改正

電磁的記録式投票機による代理投票等についても、一2(一)及び(二)と同様とすること。

三 憲法改正国民投票法の一部改正

1 成年被後見人に係る憲法改正国民投票の投票権の欠格条項の削除

憲法改正国民投票の投票権についても、一1と同様とすること。

2 代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務

憲法改正国民投票においても、一2と同様とすること。

四 その他

1 施行期日等

公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日後に公示・告示される選挙について適用すること。

2 執行経費基準法の一部改正

国政選挙において不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるために要する経費（1日につき1万700円）について、国が負担する不在者投票特別経費に算入すること。

【消費者問題に関する特別委員会】

○食品表示法案（内閣提出第44号）要旨

本案は、販売の用に供する食品に関する表示（以下「食品表示」という。）について、基準の策定、不適正な表示に対する措置その他の必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 食品表示の適正を確保するための施策に関する基本理念

- 1 消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者の自立支援を基本として講ずること。
- 2 食品の生産等の現況等を踏まえ、かつ、小規模食品関連事業者に及ぼす影響等に配慮して講ずること。

二 食品表示基準の策定等

- 1 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品の名称、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項及び表示の方法その他表示をする際に遵守すべき事項を内容とする食品表示基準を定めること。
- 2 内閣総理大臣は、食品表示基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴取すること。

三 不適正な表示に対する措置

- 1 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、食品関連事業者に対し、食品表示基準に従った表示をする旨の指示をすることができること。また、内閣総理大臣は、正当な理由なく指示に係る措置をとらなかった者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができること。
- 2 内閣総理大臣は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品関連事業者等に対し、食品の回収、業務停止等を命ずることができること。
- 3 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、食品表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等に対する立入検査等を行うことができること。

四 差止請求及び申出

- 1 適格消費者団体は、食品関連事業者が、著しく事実と相違する表示行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該行為の停止又は予防に必

要な措置等をとることを請求することができること。

- 2 何人も、食品表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣に申し出て適切な措置をとるよう求めることができること。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 政府は、法施行から5年経過の後に、この法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずること。

(修正要旨)

- 一 食品表示基準の表示事項に「アレルゲン」を明記すること。
- 二 食品関連事業者等に対する措置命令に係る食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項に「アレルゲン」を明記すること。
- 三 この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後5年」から「施行後3年」に改めること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 義務化に伴う栄養表示基準の見直しをはじめ、加工食品の原料原産地表示の在り方、中食・外食へのアレルギー表示の在り方、食品添加物表示の在り方など表示基準の見直しは、本法成立後速やかにその検討のための機関を設置するなど、本法の目的及び基本理念を踏まえ、可能な限り、検討内容及びスケジュールを具体的に示した上で速やかに着手するとともに、その実施期間等を消費者基本計画に明記すること。
- 二 一の検討機関の委員の人選に当たっては、表示基準の見直しを幅広く消費者や事業者の理解を得ながら進めていくという観点から、広く各層の声を反映できるよう、公平・中立で均衡のとれた委員構成とすること。
- 三 食品表示基準の策定に当たっては、消費者の表示利活用の実態、食品の製造・流通の実態等を十分に調査し、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示、表示の実行可能性、国際基準との整合性等を十分に踏まえること。
- 四 消費者へ食品の安全性に係る科学的情報が適時適切に提供されること。また、提供された情報の理解の促進等のための消費者教育を拡充すること。
- 五 虚偽・誇大広告及び消費者を誤認させる不当な表示については、食品衛生法や不当景品類及び不当表示防止法の適切な運用を通じて、監視、取締りに

努めること。

- 六 製造所固有記号制度については、消費者から製造者の所在地等の情報を知りたいという要望もあることから、その情報の提供の在り方について検討すること。
- 七 食品表示に関する法律の一元化を実効的なものとするため、執行体制を充実強化すること。少なくとも問合せ対応等のワンストップ体制等を早急に実現すること。
- 八 食品表示の適正化に係る実施状況を取りまとめ、定期的に年次報告の中で国会に報告すること。
- 九 本法に基づく差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこと。
- 十 食品表示義務の拡大に当たっては、小規模の食品関連事業者に過度な負担とならないよう、小規模の食品関連事業者の実行可能性を担保する支援措置等環境整備を図ること。
- 十一 環太平洋パートナーシップ協定の交渉に当たっては、遺伝子組換え食品の表示など、食品表示を含め、消費者の安全・安心に資するため万全を期すこと。

【東日本大震災復興特別委員会】

○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、福島の復興及び再生を一層推進するため、避難を余儀なくされている者の生活の拠点形成を形成する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設するとともに、住民の居住及び事業活動が制限されている区域等においても国が生活環境整備事業を実施することを可能とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置

福島県知事及び避難先市町村、避難元市町村その他の地方公共団体の長は、居住制限者の生活の拠点を形成するため、共同して、公営住宅の整備、道路の新設、義務教育諸学校等施設の整備等を記載した生活拠点形成事業計画を作成できるものとする。公営住宅の整備等を実施しようとするときは、当該計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとし、国は、当該計画に係る公営住宅の整備等に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付できるものとする。

二 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

避難解除等区域復興再生計画に、現に避難指示（警戒区域設定の指示を除く。以下同じ。）の対象となっている区域におけるものであって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを定めることができることとし、現に避難指示の対象となっている区域において、国が自ら復興漁港工事、復興道路工事、生活環境整備事業等を実施できるものとする。

三 企業立地促進計画及びこれに基づく措置

福島県知事は、企業立地促進計画を作成できるものとし、企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人から申請のあった事業実施計画を、一定の基準に適合する場合に、認定するものとする。認定事業者が事業用施設・設備の新增設に伴い新たに取得した機械等について、また、認定事業者が原子力災害の被災者を企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合については、それぞれ課税の特例の適用があるものとする。なお、本特例措置による福島県及び市町村の減収額は、これらの地方公共団体に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする（四において同じ。）。

四 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例

避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた個人事業者又は法人に講ぜられている課税の特例措置について、住民の居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域に拡充すること。

五 この法律は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 長期避難者のための生活拠点の整備に当たっては、避難住民の意向を尊重するとともに、雇用、育児・教育、医療・介護といった、あらゆる世代が必要とする環境の整備にも留意すること。
- 二 長期避難者のための生活拠点が閉ざされたものとなることのないよう、避難先自治体の住民との交流を図るなど、地域との融和が進む施策を講じること。
- 三 避難住民を受け入れ、生活拠点を整備する避難先市町村については、公共インフラの整備や行政サービスの提供等の面で負担を生じることのないよう配慮すること。
- 四 被災地からの人口流出は、地域の復興に甚大な影響を及ぼすことから、避難住民の帰還はもとより、新たな住民の被災地居住を促す復興施策も推進すること。
- 五 長期避難者の帰還及び将来設計のために、避難住民に対し、被災地の将来像及び避難先の生活拠点における生活はどの程度継続するのかをできるだけ具体的に示すとともに、避難元自治体における帰還に必要な環境整備の進捗状況を適時適切に伝えること。
- 六 国による公共事業の代行及び生活環境整備事業については、一日も早く住民が帰還できるよう、効果的かつ効率的に進めること。
- 七 産業の復興は、地域経済のみならず、個々の被災者の雇用確保という意味でも極めて重要であることから、被災地における投資や雇用の促進を図られるよう、税制特例や予算措置の周知に努めること。

IV 決議案

【本会議】

○北朝鮮による3度目の核実験に対する抗議決議案（佐田玄一郎君外13名提出、決議第1号）

去る2月12日、北朝鮮は、一連の国連決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反し、実に3回目となる核実験を強行した。

国際社会は、昨年12月12日の事実上の弾道ミサイル発射を受けて、本年1月22日、国連安保理において、北朝鮮に対し、決議1718号及び1874号の遵守やすべての核兵器・核計画放棄を求め、更なる弾道ミサイル発射や核実験の場合には安保理が重要な行動をとる決意を表明すること等を内容とする決議2087号を採択するなど、懸念を表明していた。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国として断じて容認できない暴挙であり、嚴重に抗議し、断固として非難する。

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて嚴重に抗議するとともに、北朝鮮が、これまでの諸合意に従って速やかに全ての核を放棄し、IAEAの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を脅かすものであり、政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、我が国の安全を確保し、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるべきである。

さらに、国連安保理決議2087号を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。そして政府は、国連安保理理事国に対し行動を促すとともに、新たな制裁措置を含む安保理決議が具体化されるよう努力すべきである。また、北朝鮮に対する制裁の徹底及び追加的制裁など断固たる措置を引き続き実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

○第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議案（遠藤利明君外12名提出、決議第2号）

オリンピック夏季競技大会及びパラリンピック競技大会の開催は、ロンドン・オリンピック・パラリンピックに見られるよう、国民に夢と希望を与えるものである。また、東日本大震災からの復興を世界に示すものであり、本年9月に開催地が決定される第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、政府、国会が一体となって取り組むべきである。

右決議する。

【委員会決議】

（総務委員会）

○地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件

現下の厳しい経済環境の下において地方の疲弊が極めて深刻であり、デフレから早急に脱却し、日本経済の再生を図るためにも地方の経済財政基盤の再構築が急務であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 一 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。
- 二 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、今後見込まれる地方の社会保障給付の費用の増加などに適切に対応できる、税源の偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、適切な財源補填措置を講ずるとともに、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対応を行うこと。
- 三 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

- 四 地方財政計画において、本年7月から地方公務員の給与について国家公務員の臨時特例的な給与減額支給措置に準じた措置がとられることを前提とした歳出額の計上が行われていることに関しては、地方公務員の給与は各地方公共団体が地方公務員法の規定に基づき自ら決定するものであることを基本として対処すること。また、地方公務員の給与制度及びその運用については、地方の意見を十分反映させるよう努めること。
- 五 地方債制度及びその運用については、平成24年度から導入された民間資金に係る地方債届出制度の運用状況を踏まえ、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。
- 六 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の今後の活用については、活用額が当初想定していた額に達していること及び金融政策の変更に伴う長期金利の変動も想定されることを踏まえ、十分慎重に判断するとともに、これを行う場合も、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成されたという経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を尊重して行うこと。
- 七 東日本大震災に係る復旧・復興対策については、被災団体の意向を十分に踏まえ、国、地方の連携の下、機動的・弾力的な対応が図られるよう、引き続き、万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努めること。
- 右決議する。

(厚生労働委員会)

○子どもの貧困対策の推進に関する件

政府は、子どもの貧困対策に関する大綱を作成するに際しては、貧困の状況にある子どもの置かれた状況を十分踏まえることが重要であることに鑑み、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

右決議する。

(農林水産委員会)

○環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する件

本年３月15日、安倍内閣総理大臣はＴＰＰ協定交渉への参加を表明し、４月12日、ＴＰＰ協定交渉参加に向けた日米協議に合意した。

そもそも、ＴＰＰは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、ＴＰＰにより食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

これまで本委員会では、平成18年12月に「日豪ＥＰＡの交渉開始に関する件」を、平成23年12月に「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件」をそれぞれ決議し、二国間、複数国間の経済連携協定が、我が国の農林水産業や国民生活に悪影響を与えることがないように、政府に十分な対応を求めてきたところである。

こうした中、本年２月に行われた日米首脳会談における共同声明では、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブリティが存在することを認識」したとしており、政府は、この日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提ではない」旨確認したとして、ＴＰＰ協定交渉への参加を決断した。

しかしながら、我が国には一定の農産品以外にも、守り抜くべき国益が存在し、この確認がどのように確保されていくのかについても、その具体的内容はいまだ明らかにされていない。そのため、各界各層の懸念はいまだに払拭されておらず、特に、交渉参加について農林水産業関係者をはじめ、幅広い国民の合意が形成されている状況ではない。

よって政府は、これらを踏まえ、ＴＰＰ協定交渉参加に当たり、左記の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

記

- 一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。
10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 二 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、ＢＳＥに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。

- 三 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
 - 四 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
 - 五 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなI S D条項には合意しないこと。
 - 六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
 - 七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
 - 八 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。
- 右決議する。

○我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に関する件

我が国では、少子高齢化等により農林水産物・食品市場が縮小傾向にある。一方、世界に目を転じると、我が国の農林水産物・食品は諸外国から高い評価を得ており、アジアを始めとした経済発展に伴う富裕層の増加や人口増加により、今後拡大が予想される有望なマーケットが広がっている。

こうした中、我が国の農林水産業・食品産業を発展させていくためには、世界の経済成長を好機と捉え、日本食文化を広め、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでいくことが喫緊の課題である。

しかしながら、近年、我が国の農林水産物・食品の輸出額は頭打ちの状況にあることに加えて、一昨年原発事故を受け、多くの国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書等の要求、検査強化といった輸入規制措置が実施されている等、厳しい状況にある。

よって、政府は、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むに当たっては、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 関係者の長年の努力により、本年5月に牛海綿状脳症（BSE）の清浄性が国際的に認められたところであり、我が国の食肉の安全性を国際的に発信し、輸出解禁に向けた衛生協議を加速化するとともに、相手国の衛生条件に対応した食肉処理施設の整備に対する支援を充実すること。
- 二 世界的に需要が増大している、養殖生産物を始めとする水産物の輸出については、日本の魚のブランド化を促進するとともに、対米・対EU向けHACCP取得の促進等品質管理体制の確立と迅速な衛生証明書発給体制の構築を図ること。
- 三 日本産農林水産物・食品の利用拡大を円滑に進めるため、世界人口の4分の1弱を占める旺盛な食の市場であるイスラム圏においてハラール認証を取得しようとする取組のほか、GLOBAL G. A. P. 等、世界の食市場において通用する認証を取得しようとする取組に対し、十分かつきめ細やかな支援措置を講ずること。
- 四 野菜・果実等に対する検疫等の制限に対しては戦略的に対応することとし、現在、相手国においてリスク分析を実施中のものについては、科学的根拠に立ったリスク分析の促進を相手国に強く働きかけること。また、野菜・果実等の植物検疫等の輸出に必要な手続を卸売市場で行うことにより、迅速な輸出を実現するとともに、産地間連携による日本の農林水産物を年間を通じて安定的に供給できる体制の構築を実現すること。
- 五 急成長する新興国等の市場への食品産業の更なる展開を推進するため、情報提供を始め、商談会、海外でのマッチングの場、各種イベントへの支援等総合的なサポート体制を充実・強化すること。また、原材料の国産化による付加価値の向上等国内農林漁業との連携強化を通じた食品産業の成長発展が図られるよう、日本産農林水産物・食品の地理的表示の保護制度を確立すること。
- 六 原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を強く要請すること。
右決議する。

（国土交通委員会）

○雨水の利用の推進に関する件

近年、気候変動等に伴い、局地的豪雨が多発し、特に市街化が進んだ都市部

において、雨水が下水道、河川等の対応能力を超えて流れ込み、地表に水があふれて都市機能に重大な影響を与える「都市型水害」が深刻化しており、国の財政制約が厳しくなっている中で治水対策を効果的に実施することが重要な課題となっている。

よって政府は、雨水の利用の推進に関する法律に基づき雨水の利用のための施設の設置を進めるに当たっては、財政への影響に十分配慮し、治水をはじめ関連する予算の効果的・効率的な使用に努めるべきである。

右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等を定めるもの	1/31	2/26
	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出第3号）（修正）	<p>行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定める等の措置を講ずるもの</p> <p>なお、この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを明記すること、この法律の基本理念として、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを明記すること、特定個人情報を提供できる場合を追加すること、政府は、給付付き税額控除の施策の導入を検討する場合には、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとするものの修正を行った。</p>	3/ 1	5/24

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第4号）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳法等36の関係法律の規定の整備等を行うもの	3/ 1	5/24
	○内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）（修正）	内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるもの なお、内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長とするとともに、本部長は、関係行政機関の長等に対する資料の提出等の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができること、本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができること等の修正を行った。	3/ 1	5/24
	○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	利用料金を自らの収入として収受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めるもの	3/ 1	6/ 5
	○地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出第7号）	地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの	3/ 1	5/24

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	○総合特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)(修正)	<p>先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加すること等を定めるもの</p> <p>なお、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載した国際戦略総合特別区域計画について認定を受けた場合は、構造改革特別区域法に規定する認定とみなして、同法に規定する規制の特例措置を適用すること、地域活性化総合特別区域計画に関し国際戦略総合特別区域計画の修正と同様の改正を行うこと、構造改革特別区域法と重複する規制の特例措置の一部を削除すること等の改正を行った。</p>	3/29	6/17
	○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)(参議院送付)	<p>自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者等の的確な把握及び負担の軽減を図るため、運転免許を受けようとする者に対する質問に関する規定等の整備を行うほか、無免許運転等に係る罰則の強化、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の導入等を行うもの</p>	3/29	6/ 7
	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(内閣提出第69号)	<p>全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めるもの</p>	4/26	6/19
	●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第28号)	<p>配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講ずるもの</p>	6/20	6/26

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	●ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案 (参議院提出、参法第29号)	電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等を定めるもの	6/20	6/26
総務	○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第2号)	東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成24年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる等の措置を講ずるもの	1/31	2/26
	○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第12号)	上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充、東日本大震災に係る復興支援税制の改正、延滞金等の見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等の措置を講ずるもの	3/5	3/29
	○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第13号)	平成25年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行う等の措置を講ずるもの	3/5	3/29
	○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第24号)	人事院の国会及び内閣に対する平成24年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、55歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講ずるもの	3/12	6/17
	○電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出第25号)	電波の有効利用を推進するため、電波利用料の用途の範囲を拡大しようとするもの	3/12	6/5
	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (内閣提出第55号)(参議院送付)	都道府県の権限の市又は特別区への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の措置を講ずるもの	4/12	6/7

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	日本放送協会の平成25年度予算である。収支予算は、一般勘定事業収支については、事業収入及び事業支出とも6,479億円となっており、受信料については、昨年10月から実施した値下げを通年化とする。事業運営に当たっては、いかなる災害時にも対応できるよう安全・安心を守るための公共放送の機能強化を一層拡充するとともに、スーパーハイビジョンやハイブリッドキャストなどの次世代の新たなサービスを開発し、国際・国内放送の充実、受信料公平負担の徹底のための営業改革と理解促進に努め、一層効率的な経営を行うとしている。	3/5	3/29
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を32人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を33人減少するもの	3/15	5/10
	○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日等に出席した被害者参加人に対し国が旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士を選定の請求に係る資力要件の緩和を行うもの	3/15	6/5
	○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出第29号）	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に伴い、我が国において子の返還等に関する援助を行う中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子が常居所を有していた我が国以外の条約締約国に子を返還するために必要な裁判手続等について定めるもの	3/15	6/12
	○刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）（参議院送付）	初入者等について刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えるなどの法整備を行うもの	3/22	6/13

委員会名	議案名	概要	提出	成立
法務	○薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）	薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めるもの	3/22	6/13
	○大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案（内閣提出第49号）	大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めるもの	4/ 9	6/19
	○被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	大規模な災害により区分所有建物の全部又は一部が滅失した場合に、区分所有建物及びその敷地について、必要な処分を多数決により行うことを可能とする特別の措置を定めるもの	4/ 9	6/19
	●死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案（法務委員長提出、衆法第34号）	死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めるもの	6/ 7	6/19
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）（参議院回付修正）	国際情勢の変化等に鑑み、在ベレン日本国総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するもの なお、法律案の施行期日等に関する修正を行った。	3/12	6/ 7 （参議院回付案に同意）
	○旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、新たな旅券を発行することとするもの	4/ 2	6/21
	○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるもの	3/15	5/22

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	ジャージー（英国王室属領）との間で、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるもの	4/ 2	6/17
	○租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	ガーンジー（英国王室属領）との間で、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるもの	4/ 2	6/17
	○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	ポルトガルとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	4/ 2	6/17
	○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	締約国の税務当局間における租税に関する情報交換、外国租税債権の徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるもの	4/ 2	6/17
	○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	現行の日・米租税条約を改め、投資所得に対する源泉地国における限度税率を更に引き下げるとともに、税務当局間の徴収共助の手続等について定めるもの	4/ 2	6/17

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	現行の日・ニュージーランド租税条約を全面的に改め、投資所得に対する源泉地国における限度税率を更に引き下げるとともに、税務当局間の徴収共助の手続等について定めるもの	4/ 2	6/17
	○北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付）	北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会を設立するとともに、締約国が同委員会で定める保存管理措置をとること等について定めるもの	4/ 2	6/24
	○食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付）	食料及び農業のための植物遺伝資源に関し、その保全及び持続可能な利用のために締約国がとるべき措置を定めるとともに、その取得を容易にし、及びその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための多数国間の制度の設立等について定めるもの	4/ 2	6/24
財務金融	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、所得税の最高税率の引上げ、生産等設備投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ等の措置を講ずるもの	3/ 1	3/29
	○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定関税率等の適用期限の延長を行うほか、適正な課税のための規定の整備を図るもの	3/ 1	3/29
	○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案（内閣提出第45号）	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止して独立行政法人日本万国博覧会記念機構を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等所要の措置を講ずるもの	4/ 5	5/17
	○金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の整備等の措置を講ずるもの	4/16	6/12

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
文部科学	○東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（内閣提出第68号）	原子力損害賠償紛争審査会が和解仲介を打ち切った場合において、当該和解仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から1月以内に、当該和解仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解仲介の申立ての時に訴えの提起があったものとみなすこととする特例について定めるもの	4/23	5/29
	●スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（遠藤利明君外12名提出、衆法第7号）	スポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の対象とすることができるサッカーの試合を追加するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務にスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うことを追加し、あわせて、当分の間の措置として、同センターがスポーツ振興投票券の売上金額の一部を国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等に充てることができるようにするもの	4/15	4/26
	●いじめ防止対策推進法案（馳浩君外13名提出、衆法第42号）	いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるもの	6/18	6/21
厚生労働	○予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	予防接種の総合的な推進を図るため、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象に追加するとともに、予防接種基本計画の策定、定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する規定の整備等の措置を講ずるもの	3/ 1	3/29

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	○健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）（修正）	平成25年度及び26年度において、協会けんぽに係る国庫補助率の引上げ及び被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の3分の1を標準報酬総額に応じた負担とすること等の措置を講ずるもの なお、平成25年4月1日となっている施行期日を公布の日に改める修正を行った。	3/ 8	5/24
	○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）（修正）	戦没者の妻及び父母等に継続して支給してきた特別給付金国債が最終償還を終えるため、これらの者に改めて特別給付金を支給しようとするもの なお、平成25年4月1日となっている施行期日を公布の日に改める等の修正を行った。	3/ 8	6/ 5
	○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成25年5月16日）及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成25年6月30日）をそれぞれ5年間延長するもの	3/ 8	5/10
	○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）（修正）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について、その新設を行うことができないこととすること、他の企業年金制度等への移行を促進しつつ、解散の特例を導入すること等の措置を講ずるとともに、国民年金について第3号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の措置を講ずるもの なお、政府は、この法律の施行の日から起算して10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする修正を行った。	4/12	6/19
	○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）	障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等の措置を講ずるもの	4/19	6/13

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第65号)(参議院送付)	精神障害者の地域における生活への移行を促進する医療を推進するため、保護者の制度の廃止とあわせて、医療保護入院の手続等の整備を行うとともに、厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の制度を設ける等の措置を講ずるもの	4/19	6/13
	●再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第4号)	再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図ろうとするもの	3/19	4/26
	●子どもの貧困対策の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第24号)	子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするもの	5/31	6/19
	●麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第4号)	麻薬取締官等に対し、麻薬等以外で幻覚等の作用を有する指定薬物に関する取締権限を付与し、また、麻薬取締官、薬事監視員等が立入検査の際に指定薬物やその疑いがある物品を発見した場合、試験のため必要な最少分量を収去できるようにする等の改正を行うもの	4/23	5/10
農林水産	○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	近年の水産加工業をめぐる厳しい状況に対応するため、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法による長期低利融資措置の適用期限を5年間延長するもの	3/ 1	3/29
	○外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(内閣提出第15号)	対外債務を履行することが著しく困難であると認められた国の政府の債務の負担の軽減を国際的協調の下で図るため、当該政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であってその回収が著しく困難であるものの全部を免除するための措置を講ずるもの	3/ 5	4/26
	○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	市町村が作成する特定間伐等促進計画の実施に関し、現行の支援措置を平成32年度まで引き続き講ずるとともに、成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画の制度を設け、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講ずるもの	3/ 8	5/24

委員会名	議案名	概要	提出	成立
農林水産	○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の有効期限を10年間延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設ける等の措置を講ずるもの	3/15	6/17
経済産業	○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出第16号）（修正）	民生部門におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、建築材料等に係るトップランナー制度を導入するとともに、工場・事業場等における電力ピーク対策を円滑化する措置を導入するほか、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を廃止する措置を講ずるもの なお、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の廃止に関する規定の施行期日を、平成25年3月31日から公布の日に変更する等の修正を行った。	3/ 5	5/24
	○株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出第32号）	我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及びそれを支援する活動を促進させるため、資金供給その他の支援等を行うことを目的とする株式会社海外需要開拓支援機構の設立、組織、業務の範囲等を定めるもの	3/15	6/12
	○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出第36号）（修正）	今次の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定の事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為及び事業者による消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設するとともに、消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外する等の所要の措置を講ずるもの なお、事業者が禁止されることとなる表示について、消費税との関連を明示しているものに限られること等その範囲の明確化を図る修正を行った。	3/22	6/ 5

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	○小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第58号）	小規模企業の事業活動の活性化を図るため、小規模企業の意義等を明確に規定し、その範囲を弾力的にするとともに、電子記録債権を活用した資金調達の促進や、ITを活用した情報提供機関の整備、下請中小企業が連携する取組の支援等の措置を講ずるもの	4/16	6/17
	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	平成24年4月14日から平成25年4月13日までの間、北朝鮮を対象とする全ての輸出入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置を講じたこと、及び北朝鮮と第三国間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する仲介貿易取引について経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの	2/26	3/29
国土交通	○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の所要の措置を講ずるもの	3/ 8	5/22
	○気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うこととするとともに、気象観測、予報等を行う体制強化に資するよう海洋気象台を管区気象台等に統合する等の措置を講ずるもの	3/ 8	5/24
	○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、防災上重要な道路において占用を制限できるとするとともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の所要の措置を講ずるもの	3/15	5/29

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	○港湾法の一部を改正する法律案 (内閣提出第34号)	非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を指定できるとともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講ずるもの	3/15	5/29
	○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)	不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の所要の措置を講ずるもの	3/29	6/17
	○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(内閣提出第46号)	地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づく公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講ずるもの	4/ 5	6/19
	○水防法及び河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)	水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講ずるもの	4/ 5	6/ 5
	○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)	特定船舶の入港禁止措置についての平成18年7月5日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の期間について、平成25年4月13日まで1年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの	2/26	3/29

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
環境	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（修正）	地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策計画を策定することとし、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更を行うとともに、三ふつ化室素を温室効果ガスに加える等の措置を講ずるもの なお、国の責務として、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるべきこと等を追加する修正を行った。	3/15	5/17
	○大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	特定粉じん（石綿）の飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者を、請負契約によらないで自ら施工する者を除き、当該建設工事の発注者に変更する等の措置を講ずるもの	3/29	6/17
	○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）（修正）	フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するため、主務大臣等がフロン類又はフロン類使用製品の製造業者等及び第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の管理者の判断の基準となるべき事項等を定めることとするとともに、フロン類の充填を業として行う者の登録制度及びフロン類の再生を業として行う者の許可制度を導入する等の措置を講ずるもの なお、政府が新法の規定についての検討を加えるに当たって勘案すべき事項として、新法の施行の状況に加え、フロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等を追加する修正を行った。	4/19	6/ 5
	○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第62号）	放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質による大気の汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとするとともに、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととする等、大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備を行うもの	4/19	6/17

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
環境	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第66号)(参議院送付)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を推進するため、希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する罰則を強化するとともに、希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布をする目的での広告の禁止、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する変更登録等の手続の新設等の措置を講ずるもの	4/19	6/ 4
	○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第67号)(参議院送付)	特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策の強化を図るため、特定外来生物が交雑することにより生じた生物を規制の対象に追加するとともに、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品の検査等の措置を講ずるもの	4/19	6/ 4
予算	○平成24年度一般会計補正予算(第1号) ○平成24年度特別会計補正予算(特第1号) ○平成24年度政府関係機関補正予算(機第1号)	歳出面において、日本経済再生に向けた緊急経済対策の実施等のために必要な経費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことを内容とするもの この結果、平成24年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも10兆2,027億円増加し、100兆5,366億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、所要の補正措置を講ずる。	1/31	2/26
	○平成25年度一般会計予算 ○平成25年度特別会計予算 ○平成25年度政府関係機関予算	緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15か月予算」として切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図るため、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点を置いて編成されたもの 一般会計予算の規模は、92兆6,115億円となっている。 特別会計予算は、18の特別会計について予算を計上し、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	2/28	5/15 (注)

(注) 憲法第60条第2項の規定に基づき、本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議案名	概要	提出	成立
予算	○平成25年度一般会計暫定予算 ○平成25年度特別会計暫定予算 ○平成25年度政府関係機関暫定予算	平成25年4月1日から5月20日までの期間について編成されたものであり、歳出面において、経常的経費、年金医療介護保険給付費、地方交付税交付金等、その他補助金等について、行政運営上必要最小限の金額を計上する一方、歳入面において、税収及びその他収入の収入見込額を計上するほか、公共事業費等の計上額の見合いとして、公債金収入見込額を計上する。 一般会計暫定予算は、歳入総額2兆4,192億円、歳出総額13兆1,808億円であり、歳出超過に係る国庫の資金繰りについては、財務省証券を発行できることとする。また、特別会計及び政府関係機関の暫定予算について、それぞれ一般会計に準じて編成している。	3/27	3/29
災害対策	○災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充するとともに、あわせて国による応急措置の代行等について定めるもの	4/15	6/17
	○大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出第57号）	大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めるもの	4/15	6/17
倫理選挙	○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもの	3/ 5	4/ 5
	○衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	一票の較差を是正する「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」（0増5減）を受けて衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のもの	4/12	6/24 (注)

(注) 憲法第59条第4項により参議院が否決したものとみなし、同条第2項に基づき、本院議決案を再議決したものである。

委員会名	議案名	概要	提出	成立
倫理選挙	●公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、衆法第3号）（修正）	近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの なお、衆議院比例代表選出議員の選挙において、重複立候補者を除く衆議院名簿掲載者の選挙運動用電子メールの送信は、当該衆議院名簿掲載者に係る衆議院名簿届出政党等が行うものとみなすこと等の修正を行った。	3/13	4/19
	●成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外10名提出、衆法第16号）	成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずるもの	5/17	5/27
消費者問題	○食品表示法案（内閣提出第44号）（修正）	食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するもの なお、食品表示基準の表示事項に「アレルギー」を加えること等について修正を行った。	4/ 5	6/21
震災復興	○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	福島の復興及び再生を一層推進するため、避難を余儀なくされている者の生活の拠点を形成する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設するとともに、住民の居住及び事業活動が制限されている区域等においても国が生活環境整備事業を実施することを可能とする等の措置を講ずるもの	3/ 8	4/26

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

＜委員会＞

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）	安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により同会議の審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等により、同会議の審議体制を強化するもの
	●特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外 4 名提出、衆法第29号） (維新)	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うもの
	●行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外 2 名提出、衆法第30号） (民主)	集中改革期間における行政改革について、集中改革期間以後においても行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されていく体制を構築することを目指して、総合的かつ集中的に実行するため、その基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針、工程表その他の重要事項を定めるとともに、行政改革実行本部及び行政構造改革会議を設置するもの
	●独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外 3 名提出、衆法第31号） (民主・みんな)	独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって国が自ら主体として行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関与の下に国以外の法人によつて的確に行われることとなるよう、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分するとともに、その名称を行政法人とする等の所要の措置を講ずるもの
	●道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外 4 名提出、衆法第46号） (維新・みんな)	道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進するもの

委員会名	議 案 名	概 要
法務	○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定及び公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定の整備を行うもの
	○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出第52号）	悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則の創設等を行うもの
	●児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外6名提出、衆法第22号） （自民・維新・公明）	児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの
	●民法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第6号）	保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととするもの
財務金融	●国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外3名提出、衆法第33号） （民主）	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るため、財政の健全化の推進に関し、基本原則、財政健全化目標及び財政健全化基本方針を定め、並びに国の責務を明らかにするとともに、中期フレームの策定等、国の財務に関する情報の開示、行政監視院の設置、地方財政の健全化その他の財政の健全化の推進のため必要な事項を定めるもの
	●租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外2名提出、衆法第37号） （維新）	公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするもの

委員会名	議 案 名	概 要
文部科学	<p>●教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案（中田宏君外4名提出、衆法第25号） （維新）</p>	<p>教育委員会制度を廃止して地方公共団体における教育に関する事務の管理執行を地方公共団体の長に一元的に担わせるとともに、指導主事を廃止すること等により地方教育行政の運営の在り方を抜本的に改めることを通じて地方教育行政における責任を負うべき主体の明確化を図り、もって地方教育行政における責任体制を確立するため、地方自治法等の一部改正について定めるもの</p>
	<p>●地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外2名提出、衆法第45号）（民主）</p>	<p>地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、教育長の設置、地方公共団体による教育、学術及び文化に関する機関の設置並びに学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めるもの</p>
厚生労働	<p>○薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）</p>	<p>医薬品、医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保を図るため、添付文書の届出義務の創設、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等の所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>○再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（内閣提出第74号）</p>	<p>再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度等を定めるもの</p>
	<p>●アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、衆法第15号） （自民・公明）</p>	<p>アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（上川陽子君外6名提出、衆法第21号） （自民・維新・公明・みんな）</p>	<p>有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項等を定めるもの</p>
	<p>●介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外5名提出、衆法第27号） （民主・生活・社民）</p>	<p>介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図るため、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護従事者等の賃金の向上に資するよう特別の措置を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	<p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外5名提出、衆法第5号）（民主・生活・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、特定独立行政法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p>
	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外5名提出、衆法第6号）（民主・生活・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、特定独立行政法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
	<p>●農業者戸別所得補償法案（大串博志君外6名提出、衆法第26号）（民主・生活・社民）</p>	<p>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの</p>
経済産業	<p>○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）</p>	<p>公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第5号）</p>	<p>平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を対象とする全ての輸出入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置を講じたこと、及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する仲介貿易取引について経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの</p>
国土交通	<p>●交通基本法案（三日月大造君外3名提出、衆法第38号）（民主・社民）</p>	<p>交通は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項等を定めるもの</p>
	<p>●国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外5名提出、衆法44号）（自民）</p>	<p>地域における建設業の健全な発達及び地域経済の活性化に資するため、国等が行う公共工事の契約の締結に際し地元建設業者の受注の機会を確保するための措置等を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
国土交通	○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	特定船舶の入港禁止措置についての平成18年7月5日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の期間について、平成27年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの
安全保障	○自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）	外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官の武器使用について所要の規定を整備することとする等の措置を講ずるもの
決算行政 監 視	○平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入107兆1,142億円余、歳出100兆9,734億円余であり、差引き剰余は6兆1,408億円余 特別会計の決算額は、21の特別会計があつて歳入合計377兆8,931億円余、歳出合計348兆600億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額50兆4,845億円余、一般会計の歳入への組入額等は49兆7,737億円余であり、資金残額は7,108億円余 政府関係機関の決算額は、3つの機関があつて収入合計1兆2,771億円余、支出合計1兆5,300億円余
	○平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より5兆58億円余増加し、107兆3,748億円余
	○平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より52億円余減少し、1兆834億円余

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	<p>○平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入100兆5,345億円余、歳出95兆3,123億円余であり、差引き剰余は5兆2,222億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があつて歳入合計386兆9,849億円余、歳出合計345兆740億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額51兆3,859億円余、一般会計の歳入への組入額等は50兆7,222億円余であり、資金残額は6,637億円余 政府関係機関の決算額は、3つの機関があつて収入合計1兆2,044億円余、支出合計1兆4,063億円余</p>
	<p>○平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より6兆1,808億円余減少し、101兆1,939億円余</p>
	<p>○平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より236億円余減少し、1兆598億円余</p>
	<p>○平成23年度一般会計歳入歳出決算 平成23年度特別会計歳入歳出決算 平成23年度国税収納金整理資金受払計算書 平成23年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入109兆9,795億円余、歳出100兆7,154億円余であり、差引き剰余は9兆2,641億円余 特別会計の決算額は、17の特別会計があつて歳入合計409兆9,236億円余、歳出合計376兆4,631億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額52兆3,357億円余、一般会計の歳入への組入額等は51兆6,066億円余であり、資金残額は7,291億円余 政府関係機関の決算額は、3つの機関があつて収入合計1兆1,711億円余、支出合計1兆2,736億円余</p>
	<p>○平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の平成23年度末現在額は、平成22年度末現在額より1兆6,603億円余増加し、102兆8,543億円余</p>
	<p>○平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成23年度末現在額は、平成22年度末現在額より156億円余減少し、1兆442億円余</p>

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	○平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円余のうち、平成23年8月19日から平成24年2月10日までの間において決定された使用額は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費等9件、計4,909億円余
	○平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から平成24年3月27日までの間において決定された使用額は、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費等9件、計748億円余
	○平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	特別会計予備費予算総額1兆484億円余のうち、平成24年3月27日に決定された使用額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費1件、16億円
	○平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第17条第1項の規定により、平成23年4月18日から平成24年3月27日までの間において決定された経費増額は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額等2特別会計12件、計4,938億円余
	○平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額は9,099億9,947万9,000円であり、平成24年10月26日から平成24年11月30日までの間において決定された使用額は、保育所緊急整備事業等に必要な経費等108件、計9,099億9,947万9,000円
	○平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から平成24年12月20日までの間において決定された使用額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等16件、計1,131億円余
	○平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	特別会計予備費予算総額2兆1,649億円余のうち、平成24年10月26日から平成24年11月30日までの間において決定された使用額は、東日本大震災復興特別会計における東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費等1特別会計10件、計3,396億円余

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	○平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第22条第1項の規定により、平成24年7月6日から平成24年11月30日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額等2特別会計20件、計1,059億円余
	○平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第22条第1項の規定により、平成25年2月26日に決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1件、145億円余
	○平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）	財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額は1,000億円であり、平成24年10月26日に決定された国庫債務負担行為額は、大型巡視船代船建造等3件、計343億円余
議院運営	●地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外4名提出、衆法第23号）（維新）	参議院議員と地方公共団体の長の兼職を解禁するもの
	●任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、衆法第35号）（維新）	任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲を、必要最小限に限定するとともに、任期満了時における職務継続規定の整備等を行うもの
災害対策	●防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（二階俊博君外11名提出、衆法第18号）（自民・公明）	国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部設置等をするもの
	●東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外16名提出、衆法第28号）（自民・公明）	南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
災害対策	<p>●首都直下地震対策特別措置法案（二階俊博君外15名提出、衆法第43号） （自民・公明）</p>	<p>首都直下地震に係る地震防災対策推進をもって首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるもの</p>
倫理選挙	<p>●公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外6名提出、衆法第8号） （民主）</p>	<p>平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、人口に比例して都道府県に配分した選挙区の数を基にその改定案を改めて作成することとし、あわせて、衆議院議員の定数を80人削減して400人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を270人、比例代表選出議員の定数を130人とするもの</p>
	<p>●公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、衆法第13号） （維新）</p>	<p>衆議院議員の定数を3割削減して336人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を240人、比例代表選出議員の定数を96人とし、これに伴い衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のもの</p>
	<p>●公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、衆法第41号） （自民・公明）</p>	<p>都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、2以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とするもの</p>
消費者問題	<p>○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出第60号）</p>	<p>消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を迫ることができるよう民事の裁判手続の特例を定めるとともに、特定適格消費者団体の認定、監督等について所要の規定を整備するもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
震災復興	<p>●東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案（黄川田徹君外7名提出、衆法第49号）</p> <p>（民主、維新、みんな、生活、社民）</p>	<p>東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、復興整備事業の実施主体による権利者又は権利者の所在が明らかでない土地及び遺産の分割がされていない土地等の権利者及び権利者の所在の調査の迅速化、不在者財産管理人等の活用を促進するための措置、家庭裁判所の人的体制の充実等について定めるもの</p>

<憲法審査会>

（○は内閣提出、●は衆法又は参法）

議 案 名	概 要
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外3名提出、衆法第14号）</p> <p>（維新）</p>	<p>憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を選挙権年齢等に先行して18歳に引き下げるとともに、専ら憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票等の勧誘又は憲法改正に関する意見の表明等としてなされる公務員の行為について国家公務員法等の規定の適用除外を定めるもの</p>